

議会改革特別委員会会議録

[平成24年 5月 8日開催]

南あわじ市議会

議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成24年 5月 8日
午前10時00分 開会
午後 3時10分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（9名）

委 員 長	柏 木 剛
副 委 員 長	久 米 啓 右
委 員	森 上 祐 治
委 員	原 口 育 大
委 員	阿 部 計 一
委 員	印 部 久 信
委 員	熊 田 司
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	蛭 子 智 彦
議 長	楠 和 廣

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 議会基本条例（素案）の検討…………… 3

Ⅲ. 会議録

議会改革特別委員会

平成24年 5月 8日 (火)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 3時10分)

○柏木 剛委員長 開会いたします。

資料はA3の用紙で3列になって表現しています。一番左側にあるのは前回のたたき台の分です。真ん中の分が前回いろいろ2日にわたって委員会で修正しまして、真ん中のところが3月27日、4月10日、委員会でいろいろと意見交換しまして修正した条例案です。それに対して一番右のほうにありますのは、南あわじ市の優秀な事務局がいろいろ各所の事例とか聞きながら、あるいは表現という面で全員が協力してこうしたらどうかという案が右に入っています。ということで、本日の進め方としては、主に前回の真ん中の文章もあるんですけども、それに対して事務局のほうでこういうことについてどうでしょうかというのがありますので、そういうことを聞いた上でじゃあどうしようか、イエスである、あるいはこうしたほうが良いという、そんな格好で進めていきたいというふうに思います。わかりやすく整理してくれておりますのでいろいろ意見も出しやすいかなというふうに思っています。

本日の予定ですけども、きょうはここまで来ておりますので、この基本条例の素案を最後の章まで全部通して一たんは詰めてしまいたいと思っています。あとその後どうするかというのをレジュメには書いておりますが、本日は一番の目標は、最後の条文まで、ページ12までを全部通して一たんは基本条例の素案を固めたいというのが目標で考えています。ということでやはり昼を過ぎて大体3時ごろまでをめぐりに進めたいと思いますので、ひとつよろしく御協力をお願いします。

それでは、そういうことで早速このA3の資料を見ていきたいと思います。

1枚目は目次ですのでちょっと置いときまして、2枚目のところの前文のところから入っていきます。前文のところはどうか、以下すべて事務局のほうでいろいろ意見を出してもらえると意味での案を出してもらっておりますので、事務局のほうから順次説明なり要点を説明してほしいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。じゃあ、お願いします。

事務局。

○事務局 (阿閉裕美) 事務局のほうから一番右端の事務局から検討をお願いしたい事項ということで、事務局の中で事務局側としてちょっと気づいた点についての検討なり提案なりをさせていただいております。

まず、2ページ目の前文のほうから説明をさせていただきます。

一番右端の部分だけをちょっと朗読いたします。

前文。南あわじ市民から選挙で選ばれた議員により構成される「南あわじ市議会」（以下「議会」という。）は、市民の多様な意思を市政に反映するため、合議制機関の機能を十分に発揮して最良の意思決定を行う責務とともに、市政に対する監視、評価に加え、みずから政策立案及び政策提言を行うという使命が課せられている。

このことから議会は、公正性と透明性の確保、積極的な情報の公開と発信及び市民参加の推進による情報の共有、議員間による自由闊達な討議の尊重、市長と執行機関との健全な緊張関係の保持、さらには議員としての自己研さんを実践していくことが本来あるべき姿である。

よって、二元代表制のもと、市民の代表機関として市民の意思を市政に反映させるため、努力を惜しまず、その活動に専念するとともに、議員相互間の公平かつ公正な討議を尽くすことにより、主体的、機動的な議会活動を実践し、市民に信頼され、存在感のある議会を目指すものである。

ここに議会及びその構成員である議員の活動規範として南あわじ市議会基本条例を制定するというところで、さきに検討いただきました前文の趣旨はそのままにして内容を少し追加したほうがちょっとインパクトが出てくるのかなという思いで案としてこういうふうなをちょっと上げさせていただいております。

中でも最後の部分の活動規範としてというふうな文言を前回の検討で最高規範という部分を取りましたので、ここに活動規範というような言葉も入れるのも1つの案かなということで上げさせていただいておりますので、こういうふうなこともあわせて検討をお願いしたいと思います。

○柏木 剛委員長 トータルとしては、よりわかりやすくということでもっと言葉をつけ足したという感じですね。はい、わかりました。どうでしょうか。何か御意見ございましたら、この件について。

これで見ますと、よって、二元代表制の以下のところに大分文書をつけ加えたという感じですね。前の案ですと、よって、ここに二元代表制のもと、市民に信頼される存在感のある議会を目指して南あわじ市議会基本条例を制定するという割とシンプルなことだったんですけど、このここに大分文書をわかりやすくつけ加えたという、こんな感じかと思いますが、皆さんこの辺いかがでしょうか。

森上委員。

○森上祐治委員 基本的には、我々検討したんと内容は、趣旨は一緒なんですけども、我々のずっと審議してきた思いを十分しんしゃくしていただいて、二元代表制ということ非常に強調するような形で、前面に出すような形で文章を練っていただいているということで私は賛成いたします。

○柏木 剛委員長 私もコメントさせていただきます。

特にこの二元代表制のもと、以下の文章のほうで、市民の意思を市政に反映するため努力を惜しまずその活動に専念するという、この言葉、それから議員相互間の公平かつ公正な討議を尽くすことにより、主体的、機動的な議会活動を実践しという、このあたりがかなり新しく、わかりやすくといいますか、入ったなという感じはしております。だから、そういう意味では、この辺はよりわかりやすくなったのかなと。さらっと二元代表制のもとということを使ったんですけど、少しそういう意味じゃそれを補足する格好にもなっとんかなという感じは私もします。

よろしければ次に進みましょうか。

じゃあ、次、総則のところです。これも事務局のほうからお願いします。

○事務局（阿閉裕美） そしたらちょっと右のほうを読ませていただきます。

第1条、この条例は議会及び議員の役割、行動指針等を明らかにするとともに、議会運営に関する基本事項を定めることにより、市民の負託にこたえ、もって市政の情報公開と市民参加を基本とした市民が安心して暮らせる豊かな南あわじ市の実現に寄与することを目的とするということで、市政の情報公開と市民参加の部分を後段のほうに、もってからの部分に後段にちょっと持ってきて、さきの素案とは少し違うんかなというんですけども、これも1つの案として検討していただければということのでつくってみました。

あと文言でちょっと追加なりしている部分、直させていただいている部分について、議会及び議員の役割、行動指針等を明らかにするとともに、議会運営に関する基本事項というふうな書き方にしたほうがより規定の目的が明確化するのではないかと思いますのでちょっとそのように記載をしております。

それと、あと市民の幸せと安心して暮らせるという素案になっておりますが、ちょっと幸せの文言というのは、この文言を使っている基本条例も多々あるんですけども、幸せの文言については結びが実現に寄与するとしているんで、幸せというのは個人的なとらまえ方でいろいろとあるんで、こういう条例に入れるのもちょっと一考していただいたほうがええんかなということで提案させていただいております。

それで、事務局の中でちょっと意見があったんですけども、もってという言葉をつくっているんですけども、この文言がちょっとわかりにくいのではないかというような意見もありましたので、その辺もあわせて検討いただいたらと思います。

○柏木 剛委員長 いかがでしょうか。

印部委員。

○印部久信委員 ちょっと最初の前文のことで、この県会の条例ずっと読みよったんやけど、県会の基本条例の前文に、南あわじ市、あるいは南あわじ市議会の沿革というのが入っとるねんけど、これは南あわじ市は別にこの前文にここまで要らんか。

○柏木 剛委員長 事務局、どうぞ。

○事務局（阿閉裕美） 沿革を入れてるような基本条例もあります。それと、あとまたこの基本条例を制定するに至った今の社会情勢とか、そういう背景をまず前段に書いてずっとしているようなところもあるし、皆それぞれいろいろとあります。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 とにかくこのことについては、このメンバーで要らんわ言うたら、もうそれでええねんけど、そういうことは一遍検討してみないでも構わんかなと思っただけや。

○柏木 剛委員長 その沿革のあたりの文書をちょっと読んでもらえますか、基本条例の。
印部委員。

○印部久信委員 いわゆるこの兵庫県の県会の基本条例見よったら、兵庫県は、かつて摂津、播磨、但馬、丹波、淡路の5つの国から成り立ち、気候風土も異なり、それぞれがすばらしい歴史と文化を誇る地域を切磋琢磨しながら今日の兵庫県政を形成してきたというように沿革的に書いてあんな。だから、この南あわじ市の前文の前段階において多少こういう沿革的なことを入れとくほうがより格調高いんじゃないかという気がしただけで言うただけや。

○柏木 剛委員長 その続きは、兵庫県議会は、明治12年の開設以来、この多彩な地域に暮らす県民を代表する合議制の機関とかという、そういうことも含めて前文の前文としてあるという。
印部委員。

○印部久信委員 沿革を入れといたほうがええんじゃないかなと感じただけやけど。

○柏木 剛委員長 いかがでしょうか。

趣旨はわかります。

印部委員。

○印部久信委員　　これは後回しにしてもうて結構や。次進めていってもうて結構やけどな、またもう一遍バックオーライの見直しで考えてもうたらそれでええねんけどな。沿革というのどうかなというだけちょっと書き添えといてもうて、後の意見交換のテーマにしといてもうたらそれでええねん。

○柏木 剛委員長　　阿部委員。

○阿部計一委員　　後や言よるけど、これ順番に行きよんねんよってな、これは一つずつ片づけていかなんたら、そなん後回しや何や言いよったら、私は事務局が考えてくれた、これでええと思うで。今、印部委員言われとった県は県、うちのうちでこれでええと思うで。異議のある人は言うてもうたらよろしいがな。後回しとか言いよったら全部後回しになってくるで、そうでしょう。委員長な、けじめつけていかなんたら。

○柏木 剛委員長　　ということなんですが、1ついきましようか、一個一個。
印部委員。

○印部久信委員　　市町村で沿革しとる議会基本条例ある。

○柏木 剛委員長　　多分余り見てないと私は思うんやけど、どうですか。

○柏木 剛委員長　　阿部委員。

○阿部計一委員　　前文は完璧違うか、私は思いますよ。

○柏木 剛委員長　　久米委員。

○久米啓右副委員長　　沿革について県の条例は書いていますが、基本条例という位置づけからすると沿革を述べるというのはどうかなという気がします。例えば議会についてという外向きにつけるような資料とかは、そういう合併したいきさつとかが書いてあったらええと思うんですけども、基本条例ですから県のをみるとちょっとしつこいかなという気がするんです、私は。だから、本当に議会のあり方だけをうたえればいいかなという私の意見です。ほかの意見聞いていただければ。

○柏木 剛委員長 わかりました。どうでしょうか。
森上委員。

○森上祐治委員 兵庫県の基本条例をずっと今読んでたら、これはこれで筋が通つとあるとか、沿革から兵庫県はこういうふう発展してきたと云々と、現状はこうやと。この後の県の基本条例をつくった趣旨をコンパクトに書いてある。だから、全体の抽象のレベルからしたって大体統一されてると思う。ただ、それを我々の今の前文に当てはめようとしたら、今大体これでいかにいかんかといってる内容は、かなり踏み込んだ、我々の議会のあり方とかをより具体的に大分落としてばしっと書いとるので、ちょっと沿革入れたら整合性が難しくなってしまうかなという心配がある。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 私が言うのは、沿革というものがあつたほうがええんじゃないかと言よんのであって、皆さんの意見でもうええでないかと、いうのであればそれでええのであってそれ以上のことを言よんの違ふねんで、前文に沿革が必要でないのなら、それでええちゅうねん。それだけちょっと考えてもうたらそれでええねん。

○柏木 剛委員長 事務局、どうですか。そういう事例があるか、市の条例で。

○事務局（阿閉裕美） 今までちょっとこの条例をいろいろ事務局のほうで検討する中で他市の条例たくさん見てきました。今、私が手元に持つてる中は、これはもう市の条例を持つてるんです、基本条例。その中には沿革を書いたものはないです。ただ、他市のをずっと見てきて県議会の条例も何個か見ました。その中ではやっぱり兵庫県議会のような沿革を書いているところもあつたように思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 文言はこの委員のメンバーの意見で統一して。

○柏木 剛委員長 わかりました。そしたら結論的にはこれでいくということによろしいですか、印部委員。
久米委員。

○久米啓右副委員長　　もう1つですけども、2段目の2行目に議員間による自由闊達な討議の尊重ということで、これは前にもあったんですけども、次、3段目の3行目の後ろのほうから、議員相互間の公平かつ公正な討議を尽くすことによりということ、ここ重ねて言うとするように思うんで、ここがちょっと僕にとったらしつこいかなと思うんです。ですから、前文ですからもうちょっとまとめられたらすっきりするかなと思って、ここがちょっと気になっと思ったんです。自由闊達な討議ということのをいかに表現するかですね。ちょっとどうしたらいいかまとめがつかんかったんで言わなかったんですが。

○柏木 剛委員長　　言葉と意味合いがかぶってると、議員間による自由闊達な討議と議員相互間の公平かつ公正な討議ということがダブっとなじゃないかということですね。事務局。

○事務局（阿閉裕美）　　これをつくる段に当たって、私は最初の文を責務、信念、このことから本来あるべき姿であるという議会の本来の姿を書いて、最後に市民に信頼され存在感のある議会をこのようなことによって南あわじ市は目指していきますよというような気持ちでちょっと分けて書いたんですけども、確かに重複があるので、よって、二元代表制のものとこの議員相互間の公平かつ公正な討議を尽くすことによりという部分はカットしてもいいんじゃないかと思えますし、またちょっと別の文言を入れてもいいんじゃないかとは思っています。

○柏木 剛委員長　　ということですが、今の件、この言葉をカットしても文章的にはつながるようには思うんですけど、どうでしょうか。活動に専念するとともに、主体的、機動的な議会活動ということで、これは確かに久米委員言われるようにダブってるかもしれませんね。じゃあ、そういうことでひとつ結論とします。

第1条のところでちょっと議会が問題提起してくれてますので、そのあたりちょっと考えていただきたいんですが。

森上委員。

○森上祐治委員　　この事務局の文言では、我々入れてあった幸せというのが消えとるんですよね。この消した理由としては、実現に寄与することになったから、幸せを実現するというのはちょっとというような感覚だろうと思うんですけど、私はこれはちょっと寄与するに修飾しとるとするのは、市民の幸せに寄与すると、もう1つは、安心して暮らせる豊かな南あわじ市の実現に寄与すると、そういうふうにとらえたら何じゃ不思議ではないねん。だから、寄与するを幸せに寄与するんと、安心して暮らせる市の実現に寄与すると。2つかかっとうからこれはおかしいんじゃないかなと私は思うねんけど、幸せ

をとらんでもええん違うかなという感じがしたんですが。

○柏木 剛委員長 どうでしょうか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 余り幸せというか、住民の福祉の向上でしょう。福祉の意味って何かということ引いたら幸せというような言葉が出てくるんでないかと思うんですが、だから、幸せということが抽象的とあるならば、地方自治法上に福祉の向上ということが書かれているということであれば、市民の福祉向上というような文言にすると地方自治体としてやるべき方向性が見えてくるんでないかというふうに思うんですけど、そういうことはちょっと前文に入れているようなところもあるし、どこかで入れといたらええんじゃないかということは思うんですが。

○柏木 剛委員長 森上委員、そういうことでどうでしょうか。

○森上祐治委員 それはもう結構です。

○柏木 剛委員長 それで同じ意味にいいとはよろしいです。

森上委員。

○森上祐治委員 それは別に幸せというのがちょっと抽象的であれば、いわゆる行政用語としては福祉という言葉が出とんですね。その言葉に置きかえていただいてももちろん結構です。

○柏木 剛委員長 じゃあ、その方向でよろしいですか。

もつての言葉というのはどうでしょうか。違和感が若干ありますか、ないですか。

森上委員。

○森上祐治委員 この言葉を入れて、ちょっと今までのこういうことから以上のことによりというようなことでもつてと入れとるというのであれば、これは落ちついた表現になるんじゃないかなという感じがします。

○柏木 剛委員長 といいますと。

○森上祐治委員 これでええということですか。

○柏木 剛委員長 これでいいということですか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 そしたら、それでこのページよろしいでしょうか。前へ進みます。

次が3ページのほうで、第2章 議会及び議員の活動原則ということで、これは1、2、3、4は関連してますので一気に行きましょうか。

事務局。

○事務局 (阿閉裕美) そしたら第2条のまず第1号のほうを読みます。

議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すものとするということで、市民に開かれた議会の文言は、この条の第5号のほうでの議決結果の説明責任というところに記載はあるんですけども、開かれた議会というのは、それだけにとどまらず市民の代表機関である議会が目指すべき根幹となるものと考えられるため、第1号のほうにあわせて記載するというふうにちょっと案としてみましたので検討をお願いしたいと思います。

それと、開かれた議会を目指すというこの文言、議会事務局なり議員さん方にはある程度の形はわかるんですけど、市民の方には非常に抽象的でわかりにくいので解説などでちょっと具体的な説明が必要ではないかと思われまます。

続きまして、第2号、議会は、議決責任を深く認識し、市政の意思決定を行うとともに、市民に対し議会の議決等について、その経緯、理由等を説明する責任を果たすものとするということで、素案は市政の意思決定を行うで終わっておりますけども、あわせて説明責任というのもこの号で規定したほうがいいのではないかと思います。一考をお願いしたいと思います。議決等と等をつけております。この等については、議決の経緯、理由のほか、委員会審査、調査、また議会運営などについてのいろいろなことに関する説明責任も含まれるというふうな解釈の中で、解説で説明をしておく必要があるのかなということでもちょっと記載をさせていただいております。

次に、第3号、議会は、市民本位の立場で市長、その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営が適正に行われているかを監視し、評価するというので、第1項の民意を代表する合議制機関としての基本原則に基づきまして市民本位の立場で市政運営が適正であるかを監視、評価とすることについて一度検討をお願いしたいと思います。

次に、第4号、議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるため、政策立案及び政策提言の強化に努めるものとするということで、政策立案、政策提言を議会が執行機関で行うものであるために、独自のという文言、素案にあります。あと執行機関に提案

するの記載は必要ではないと思いますのでちょっと削除いたしました。政策立案と提言を議会の使命として前文に明記しておりますので、政策立案及び政策提言の強化に努めるといふようなことにしたらどうかということでもちょっと案をつくっております。

続きまして、4ページ、5号につきましては、市民に開かれた議会を目指しの部分は、第1号のほうに案として記載をしました。議決等の説明責任は第2号に記載しておりますので、そういう形になれば5号はもう削除されるというような形になってきます。

続きまして、第2項、議会は市民の傍聴及び視聴の意欲が高まるようわかりやすい議会運営に努めるものとするということで、素案は傍聴だけでしたが、インターネットやケーブルテレビでの放映を行っているため、視聴を追加することについて検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○柏木 剛委員長 どうでしょうか。議員及び議会の活動原則ということでかなりわかりやすく、第5号を4つにまとめたという、そんなことが大きな部分ですけど、一個一個の中で何か気がつくことがありましたら事務局のほうの案に対してお願いします。

森上委員。

○森上祐治委員 基本的に今のはなかなかよう考えていただいているなと思いました。特に3項、市民本位の立場でということを入れてる。これは大事なことやな、ええことやなというふうに思ったのと、第4項のこれもこの前の我々検討したときにこの文言どないしようかというようなことをかなりもんだ記憶があるんですけども、これもうまいことまとめていただいたなと。及び政策提言の強化に努めると、この辺非常に工夫していただいておりますという印象を強く持ちました。ほかもこういうふうにしたほうが市民にはよりわかりやすいなという印象を持って基本的に賛成です。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 この4ページの、議会は、市民の傍聴及び視聴が高まるようわかりやすい議会、わかりやすい議会、この文言、もうちょっと何かないかな。これに変わるべきもうちょっと傍聴、視聴の意欲が高まるという文言はないんか。もうちょっと何かええ言葉ないですか。いわゆる傍聴、視聴するのに興味をそそるといふような何かいい言葉ないんか。

○森上祐治委員 言よることはようわかる。この格調の高さがちょっとレベルが違うなという。

○印部久信委員 意欲をそそるといような言葉は何かないんか。

○森上祐治委員 公明正大な議会運営とかな。

○柏木 剛委員長 事務局の意図は、視聴という言葉を入れたかったわけやな、そういう意味でな。見てほしいと、インターネットを。

○森上祐治委員 わかりやすくしておもしろいとか、それぞれ。

○印部久信委員 このわかりやすいというのは、何や冠言葉みたいやの。

○柏木 剛委員長 じゃあ、その線でいきましょうか。特に2は視聴という言葉をぜひとも入れたいと、これからの方向として。せっかくインターネット中継しとるんでということ。

3ページに戻って、3ページあたりでも何か。

熊田委員。

○熊田 司委員 市民に開かれた議会の中に議会の議決に対して経緯、理由等説明する責任というのはいないんですか。市民に開かれた議会ということは、なぜ我々がそれを賛成なり、反対したかということの説明する責任いうのも市民に開かれた議会という言葉の中に入ってしまうようなことで、1番で言うといてまた2番でも、1番は大まかな全体について、2番で細かに書いてありますけど、そうやってきたら何か同じことを言うてるような気がするんで、もし2番につけるんやったら、市民に開かれた議会というのはどういうものかというのをちょっと明確にしといたほうが、解説で具体的な説明が必要と書いてありますけど、それがまず必要やと、我々が言う開かれた議会というのはどういうもんかということをもまず議員同士で納得してなかったらとは思ったりもするんですが。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） さっきの熊田委員さんの質問なんですけども、まず市民に開かれた議会というのは、議会基本条例の中での柱になってくる。3つぐらい柱があると思うんですね。まず、市民に開かれた議会であること、あと市民の立場に立っての執行部に対する監視、評価、それからあと議会独自の政策提案、政策提言、それともう1つは、議決ですね、市民の立場に立った議決を行うことということになってくるんですけども、確か

に開かれた議会の中には議決の説明責任というのも大きくは含まれると思うんですけども、この第2号の部分については、ただ、議決責任を深く認識し、市政の意思決定を行うとともに、やっぱり議決したということに対し市民に対しての経緯とか理由等を説明する議決責任、議決をするということと議決責任という部分での規定というふうな形にしております。第1号については、やっぱり公正性、透明性の確保と、そういうものを確保した中で市民に開かれた議会を目指すという、少し1号と2号の中では規定の趣旨が違うというふうに思うんですけども、開かれた議会というのは、枠が大きいので説明責任を果たすというのは確かに熊田委員さんの言うように含まれてきます。その開かれた議会というのをやっぱりさきの素案のように第5号のまま残すのであれば、それはそれでいいと思います。

○柏木 剛委員長 開かれた議会というのは、この前いただいたこんなA3の資料でも結構範囲が広いんですよ。議員報酬、議員定数、政治倫理、政務調査費、議会報告会、議案に対する賛否の公表、参考人、公聴人とか、非常に広い意味での会議の公開とか、傍聴とか、透明性とか非常に広い範囲が入っているということで、1号については、結構そういうこと全般を表現しようとしておると。2号は、議決責任ということに対してだけはっきりとした説明責任をする必要があるということを書いとるということで、大きく概念的には上位とちょっと分かれているという感じかと思うんですけど、解説でその辺がある程度補足できればという気もするんですけども、確かに解説がないと熊田委員が言われたような話になってくる部分がありますね。

阿部委員。

○阿部計一委員 これはここにずっと書いていきよることは、これは議員としたら常識的になることなんやな、はっきり言うてよ。首長もそれぞれ選挙公約、いろいろなことを公約し、我々もまた我々なりに公約して4年に選挙をして結果が出とるわけやから、そやからそないいらわんでも、そういう議決をした責任というのは自分自身が持って、聞かれれば、当然説明するだろうし、何かこの文書読みよると、もう何か議決結果を皆に説明せないかんような、何か余りにも議員を束縛するような意味にとれるんやけども、そこまでする必要はないんじゃないかと。それぞれ議員というのは賛否とったら責任持ってやってくる。何でや言うたら、その人には説明するし、そして、そういう結果が4年後いろいろな形で出てくるわけですから、余りにもへりくだったような、政治倫理もそうやけども、何かそんなに難しいに考えて責任の所在を明らかにせんなんというようなことは、そら自分自身が結果を選んどんねんやからな、そない思いますけども。

○柏木 剛委員長 はい、わかりました。

そういう意味では、前回の真ん中のところのほうの方が割とそういう意味じゃ素直なんかな、

五つに分けとくほうが。別に構わんとは思いますが。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　今、1つ議論されているのは、開かれた議会という中身の問題かなと思うんですが、抽象的といえ、本当にそのとおりなので、ここまで言われていることといえば、1つは情報公開というキーワードですね、それがまず第1かと。それと、市民の側からすれば、意見を陳述したり、あるいは提案したりする、そういう場所が要るのかなと。議員の立場というのは、そういう意見陳述、提案に聴取すると言うとちょっと上から目線になるんですが、そういう声を聞かせていただくという、そういう場所の提供というのがあるのではないかと。もう1点は、情報公開につながるわけですが、活動に対する説明責任とでもいうのか、それは一番大事なことは議決ということになるかと思うんですけども、それ以外にも委員会活動の情報提供であったりとか、こういう公開ですか、こういう行動に対する説明をするという、そういうぐらいの要素は欠かせない要素でないかなというふうに思うんですけども、それ以外にも何かあるかと思うんですが、そういう3つのキーワードを保証するということが開かれた議会にとって必要な条件になるのではないかなというふうに思うんですけども、そういう中身を情報公開にはどんなものがあるのか、あるいは意見陳述、あるいは提案というのはどんなものがあるのか、あるいは説明する場としてはどんなものがあるのか、具体化の話はまたもう一步掘り下げた話として出てくるかと思うんですけども、大ぐくりではそういう3つぐらいの内容にまとめて開かれた議会の内容を説明をするというようなことでどうでしょうか。

○柏木 剛委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　おおむねの大枠はそれでええねんけど、この3ページの今言いよる2の、熊田委員も言われた、経緯、理由等を説明する責任を果たすものとするということは、これはもうこの果たすものをするという言葉は肯定的でやらんといかんということや。この文言をちょっと考えらんといかんのん違うかな。果たすものとするということは、すべての議員は経緯、理由等を説明をせんといかんということになんねんで、この文言は。これはその経緯、理由等を説明する責任があるとか何とかそういうようにしとかんと、こないしたらもう議員は毎回どこかでこれをせんといかんという言葉になってしまえへんけ、この文言から言うたらどないなんのん、文法的によ。

○柏木 剛委員長　　事務局。

○事務局（阿閉裕美）　　これは議員はでなくて、議会の活動原則のことなんで、議会と

しての説明責任なんで、今行っているのであれば、議会報告会なりがありますし、そういうふうな各定例会後に議会だよりを発行しています。それには委員会での審査報告なりも載せてます。議決結果も載せてます。そういうふうなものも含まれるのではないかと思いますので、議員個人で説明責任を果たすという部分ではこの部分はありません。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今、次長が言いよったけども、議会は個人の議員の集まりであって、そやから議会ということは一般市民の人は議員ととるわけやな。そやから私もちょっと説明の仕方なんやったけど、印部委員が言われたように、一々議員が説明を果たさんやいう、それはそれぞれ支持者から聞かれたときは、もちろん何で反対した、賛成した理由は説明するけども、そういう何か縛りというか、そやから議会も議員も私は同じように市民はそういう感覚で見てると思うんで、説明責任を果たすというのはいかがなもんかなと思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 この文言的にどういう文言が正しいんかどうかわからんけど、その経緯、理由等を説明する責任があるになったら、果たすよりもまだちょっとバックじゃの。果たすを100にしたら責任があるんだったら70か80ぐらいじゃの。だから、ここらをこの文書をもうちょっと変えてみる必要ないか。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 私はちょっと1号から5号、並べ方なんですけども、(3)の議会は、市民本位の立場で市長、その他の執行機関の市政運営が適正に行われているかを監視し、評価すると、この市民本位の立場いうところに、先ほど蛭子さん言うた陳情とかそういうことも入ってくるんかなと思ったりしてまして、まずそれがあって、監視、評価するという中に2号の(2)の議会は、議決をしていくわけなんで、僕どっちかいうとこの3と2は入れかえて、まず市政運営が適正に行われているかを監視し、評価すると。その結果として、議会は議決責任を深く認識して、経緯、理由等を説明する。それは議会だよりだったり、そういう形で説明していきますよというふうな流れのほうがすっきりするような気がしました。

それと、(1)の市民に開かれた議会を目指すものとする、最後のインターネット等の視聴の意欲が高まるよう議会運営に努めるものとするというのも、何かここ1番のとこ

ろにでもまとめて書けるようなことにならへんのかなというふうな、その2点がちょっと気になっています。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっと待ってよ、先に2号の果たすものから解決していかんかよ。それでないと並べかえもええけど、1つずつ解決していかんとまた先送りになる。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 議会はという主語で経緯、理由等を説明する責任を果たすものとするということについては、今言いましたように、議会が終わったら広報紙等で個人の賛否を公表したり、あるいは討論の内容を公表したりいろいろしていますので、それで果たしておると思いますので、そういうことでいいのではないかなど。それが議員についても問われるというのは当然のことなんで、議会基本条例としては、議会は果たすものとするという、今ここにあるものでよいんじゃないかなというふうに思います。

○柏木 剛委員長 どうでしょうか。
印部委員。

○印部久信委員 阿部委員もわしもそこまでせんでいいんでないかと思とんねんけど、原口委員の意見は、そら個人の意見はそれでええけど、我々はちょっとここまで文言でやるのはどうかなと思うねんけど、それでその果たすものを議会広報で出しとうさかい、これも責任を果たしとる一環や言うていくんなら、そらそういう形もあるんかもわからんけど、広報でやっとうさかいこれも果たしとるうちに入るといふんなら、そらそれでええけど、この責任を果たすものとするというと必ずせんといかんということになるのがちょっと気になんねんけどの。

○柏木 剛委員長 この辺どうでしょうか。何かもう少しやわらかい言葉があれば、果たすというのはちょっとやっぱりきつい、ねばならないということでちょっと何か。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 こうなったらもう確定的でええがの、もうのり代あれへんで。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 のり代ないと思うんですけども、そら説明をしてほしいというのは、これはもう市民の権利として思っどることやと思うんです。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 けど、それを広報でやっとうさかい。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、広報も当然その1つであるし、広報というのはやっぱり一方通行ですから、議会に対してメールを受け付けるとか、こういうやり方も今ありますし、もちろんその報告会というのが一番そういう場所としてはまた1つの大きな場所という、エネルギーも要りますから。いろんなことを努力して姿勢を見せるということも今やることだろうし、時代に応じてやり方というのはまた変わってくる部分があるかと思うんですけども、説明の責任を果たすということのはり代がないと思っております。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ちょっと我々は真ん中の段の議会は云々、市政の意思決定を行うという見解で出しとったんやな。事務局のほうで十分考えていただいてこのように追加されたと。

○柏木 剛委員長 前の真ん中の5号というやつをくっつけたんですよ。だから、5つあったやつを4つにしたということなんです。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 責任を果たすものどっか入っどったんか。

○柏木 剛委員長 4ページの頭の真ん中のところにな(5)というやつがあったんです。その5というやつを分割してくっつけたということで4つにしたんです。

森上委員。

○森上祐治委員　　今の説明だったら、果たすものとするというのは議員個々の責任ということになる。ところがもう1つの取り方によって、今言ったような議会報告会であるとか、議会だよりで我々南あわじ市議会としては、十分よそに比べても遜色のない、もっと上へ行くようなそういう責任を果たしとるという見解に立てば、これはこれで現実を踏襲した形やからこれでもええんかなと思うんやけどな、その辺真意をここに入れた、我々前に入れとったんだったらやな。

○柏木　剛委員長　　久米委員。

○久米啓右副委員長　　熊田委員から出てきたことなんですが、開かれた議会というのはやっぱり大きな意味の開かれた議会というふうにとらまえていきます。やっぱり責任を果たすものとするという文言について今議論されていますけど、これはやっぱりこの言葉が適切かなと。議員として選ばれたものは市民に対して説明する責任はもともとあるんですから、のり代がないというふうな窮屈な気もするけども、それは議員の責務というふうにとらえなければならぬんじゃないかと私は思いますので、この文言でええという意見です。

○柏木　剛委員長　　蓮池委員。

○蓮池洋美委員　　事務局の案としては、5号を4までにしてしめて。

○柏木　剛委員長　　事務局。

○事務局（阿閉裕美）　事務局の案は、5号を第1号と2号に分けて記載をして5号をとって4つにまとめますということでもともとあったものを分けただけです。

○柏木　剛委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　けど、余り身動きとれらんようにしといたら困んねんけどの、ほんまは。みずからを律するということは大事か知らんけど、もうみずから律したら動きとれらんようになったらよわんねんけど、これに近い言葉でええん違うの、何か。

○柏木　剛委員長　　休憩します。

(休憩　午前11時00分)

(再開 午前11時10分)

○柏木 剛委員長 再開します。

この責任を果たすものとするについての文言について、もう少し御意見ありましたら。
久米委員。

○久米啓右副委員長 これは議会全体の活動の基本的な考え方で、一応根本は条文の最初にある基本理念を持とうかなと思うんです。本来の姿というのはやはり積極的な情報公開と発信と市民参加というようなことをうたっていますので、これまで試験実施してきたようなことが責任を果たしているというようなことかなと思うんですよ。それまでも原口委員言われましたように、議会だよりであるにしろ、委員会の委員長報告であるにしろ、それも1つの説明責任というふうに我々も思いますし、余り果たさなければならぬということに縛られてという、議員個人としての意識よりも議会全体としてのやはり責任ということを考えていただいてこういう文言でどないかなと私は思います。

○柏木 剛委員長 どうでしょうか。

私は、最初冒頭にも、議会は議決責任を深く認識しという議決責任という言葉はあるんですよね。だから、最後の経緯、説明等を説明するものとする、責任を果たすという言葉のカットしたら、ちょっとその経緯、理由等を説明するものとする。説明する責任を果たすものとする。責任というのは2つ言葉が出てくるんですけど、そうするとちょっともう少し和らぐのかどうかという、説明するものとするじゃ一緒のことですかね。その点ちょっとどこか妥協的な案と思うんですが、ちょっとどうでしょうか、この辺。最初に深く認識しという言葉はあるんですよ、いかがでしょうか。

阿部委員。

○阿部計一委員 私は、議決責任を深く認識し市政の意思決定を行うものとする、これで十分趣旨が入ると思うんですよ。経緯等を一々説明する責任は、そら議員個人個人がそういう求められたら説明するし、議会報告会でもそういうことをやりよるし、基本条例にはそれで十分意味が通じると、私はそない思います。

○柏木 剛委員長 この辺は3つ、4つのアイデアといいますか、この文言については案があるんですけども、どこかで前へ進まないといけないんですが。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　この文言はこれまでのこの委員会での議論を踏まえてまとめられたというふうに読みましたので、これでいいのかなというふうに思っております。

○柏木 剛委員長　　原口委員。

○原口育大委員　　今、委員長が言われた、仮に責任という部分をとって、その経緯、理由等を説明するものとするでもいいような気がします。

○柏木 剛委員長　　どうでしょうか。責任を果たすというのは、きつい縛りを我々に課しているということかと思うんですけど、そうすべきものか、責任という言葉はもともとあるんです。この件についてはどんなふうに。

印部委員。

○印部久信委員　　この2に対しては、今の南あわじ市議会においては、この文言がないにしろ今既に大体来とんだろ。大体、今これはこういうことでやっとなら、これにかかわるべきことを果たしとるということを言よんでかな。広報でやっとなのはこれも議会の責任を果たしよる一環だとか言うならば、今既に南あわじ市議会においてはおおむねやっとなことやな、ここに書かれてることは。ならば、この文言をもうちょっと優しく書き直すことで、この2の目的というのは既に南あわじ市は今からチャレンジするのでないでか、もうやりよんねんか、ちゃう。

○柏木 剛委員長　　それはそうですけどね。

印部委員。

○印部久信委員　　この文書をもうちょっとさっきから何回も言うように考えて書いてもうたええと思うねんけどな。今からこうしたさかい新たにこれをせんなんということと違うねん。もう既にうちはやりよんねん。

○柏木 剛委員長　　やっとなことをここで改めて規定しておくということが意味があることやないかと思うんです。

印部委員。

○印部久信委員　　規定せんなんけど、その文言、書き方をもうちょっと考えた書き方でけへんけ、もう既にうちはやりよんねんから。これができたさかい今度からこないやらんといかんよいうんでないんや。ならば、もうちょっと文章的に考えて書いても構わ

んのん違うの。新たに挑戦することをやりよん違うねんからな、もう既にうちはやりよんねん。議会だよりは常に出しよる、賛否の公表はしよる、議会報告も年に一遍といえども今まで2回やってきとると。

○柏木 剛委員長 それはわかります。

○印部久信委員 そやから文章をこない書かいでも構わんのん違う。この縛りをもってさあ次から取り組むぞいうん違うでか。

○柏木 剛委員長 難しいですね、この言葉にかわる言葉ということを探そうとしたときに。

○印部久信委員 それか最後のほうを削除するかな。

○柏木 剛委員長 削除するとまた前の5項が生きてくるという格好じゃないんですか。

○印部久信委員 別にこれは生きてきたって、生きてくるということは削除しても別に生きてくるけ、そんなことないと思う。

○柏木 剛委員長 生かさずに説明責任という言葉、議決責任を深く認識し、この辺はちょっとどっかでまとめないかんのですけども。

阿部委員。

○阿部計一委員 これはもうそれぞれ議員各自の考えの違いやと思うねんけど、私が思うんは、議決責任を深く認識しということは重い言葉やと思うねんな、何も認識しとるとのことよ。それをまだ理由等を説明する。責任を果たすものとするやいうのは、私はその点にひっかかったんや。深く認識ということは、議員個人が認識しとるとのことだ、これ重い言葉やと思うねん。それ以上のことをする必要はないんでないかなと思います。

○柏木 剛委員長 特に市民に対する議決等の説明責任はカットしてもええんじゃないかというお話、御意見ですね。

森上委員。

○森上祐治委員 委員長は責任を果たすという文言を削って、経緯、理由等を説明するものとするとおっしゃったんかな、最初の提案は。私もこの前段、我々議会としては、

一番大事なんは議決責任ですよ。これはもう一番大事なことであって、意思決定をしたと。これについて後のやつというか、後段はやっぱり市民に対するサービスというか、やっぱり開かれた議会ということで具体的にどうするんかって、現にやっとなることですわ。議会だより、それと議会報告会等やっとなことを具体的に文言として基本条例に載すということであえんじゃないかと。ただ、責任を果たすということは重複するようなことであるのであれば、さっき委員長おっしゃってあった、経緯、理由等を説明するものとする、それでもええんかなというふうに思います。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 基本条例、後段で多分報告会であったり、そういう説明の仕方の部分のことも出てくると思うんですけども、その辺は結局今十分というか、今やっとなことで私も果たしていると思いますし、そういう今できていることを後戻りさせないための基本条例やと思ってますので、ちょっとくどくなるわけですけども、今、森上委員が言われたような説明するものとする、さらりと書かせてもらって、後の議会報告会とか云々出てきたときの整合性の意味から議決責任を深く認識したら、そういうことにおのずとつながるわけなんで、さらりと書かしてもうたらええん違うかなというふうに思いますけど。

○柏木 剛委員長 どうでしょうか。その辺でひとつ前へ進むということで、今のこれでどうでしょうか。責任を果たすという言葉のカットすると。

印部委員。

○印部久信委員 今言うたことでええねんけど。

○柏木 剛委員長 わかりました。じゃあその線で、この2条の文言については。

それから、2つ目の原口委員が言われた2号と3号をひっくり返すということについてはどうでしょうか、順番を。

印部委員。

○印部久信委員 流れ的に言うたらどないなる。

○柏木 剛委員長 流れ的に言うたら原口委員が言われるような話かという気がします。その辺どうでしょうかね。

事務局。

○事務局（阿閉裕美） 一般的な話ですけども、一般的には、一応議会が議決をしました。したもののについてのチェックをしていく、それがそのように実行されているかというような流れにはなっていくのかなとは思いますが。2と3、上に議決、その後、監視、評価というような形で、素案のほうもそうなっていましたのでそういうふうな形にしております。

○柏木 剛委員長 一般的には、どちらかというと議決が先で、その後に監視、評価が来るという流れだと。

原口委員、どうでしょうか。よろしいですか。わかりました。じゃあ、今の件で2、3はそのままにしておきます。

もう1つ、熊田委員が言われた件について、もう一度改めて熊田委員、もう1回ちょっと。

○熊田 司委員 1号と2号って、1号で言うてることをまた2号でもう一度説明してみたいな感じになるんではないかと思ってたんです。開かれた議会の中には、議決に対して経緯、理由等を説明するという項目が入ってるやろうと、そういうことで2号は重複する項目になってこないかということ、そういう点があるんでね。市民に開かれた議会の説明の中で、こういうこと、こういうこと、こういうことと何か所か書くんやったら2号はなくてもええのかなという思いがしたということです。

○柏木 剛委員長 その辺どうでしょうか。この蛭子委員が言われた開かれた議会の言葉を解説で加えるとしたときに、ただ、2は必要でないと私はちょっと思わないんですけども、開かれた議会の解説の中に3つぐらいの先ほど言われたような話とか、それプラスいろいろのことを解説で加えるということでどうでしょうか。熊田委員、そういうことでよろしいですか。

○熊田 司委員 はい。

○柏木 剛委員長 そしたらおおむね御意見は3ページ、4ページについてはいったかと思いますが、次へ進んでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○柏木 剛委員長 4ページの今度は議員です。議員の活動原則ということで原案をちょっと修正してくれていますので、また事務局、お願いします。4ページの中段からです。

○事務局（阿閉裕美） そうしましたら、議員の活動原則ということで第3条のほうを説明させていただきます。

第3条については、第1項で、議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとするということが前段にあります。

第1号の部分ですけども、議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を素案のほうは重んじなければならないという言葉を使っていますが、尊重するものとするということにちょっと変えております。というのは、前文に自由闊達な討議の尊重という尊重という言葉を使っておりますのであわせたらよいのかなということで、そういうふうにしていますのでちょっと検討をお願いしたいと思います。

次に、第3号です。素案は、議員は、特定の地域、団体及び個人の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとするということになっておりますが、議員は一部地域及び団体の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとするということで、特定の地域、団体という表現よりは一部地域及び団体としたほうがいいのではないのかなと、ちょっとこれは思いましたので検討をお願いしたいと思います。

あと個人の代表と素案には記載はあるんですけども、もうこの個人の代表という言葉は必要ではないのかなとちょっと思われますので、この点についても検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○柏木 剛委員長 いかがでしょうか。これは言葉、重んじなければならないを尊重するものとする。2つ目は、特定の地域、団体及び個人という、この部分をこんなふうにしたということですが。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○柏木 剛委員長 じゃあ、次、議会改革の推進という第4条のほうに移ります。お願いします。

○事務局（阿閉裕美） 第4条については、特にありません。

○柏木 剛委員長 前回検討した案のとおりで、特に事務局としてはなしと。

そしたら5ページのほうの市民と議会の関係ということでいきます。またお願いします。

○事務局（阿閉裕美） それでは、第3章 市民と議会の関係。市民参加及び市民との連携という部分でございます。

第6条の第1項としまして、議会は、議会における会議を原則として公開するというところで前回素案のほうができております。

第2項の部分につきましては、これは、今、参考人招致と公聴会の開催については、本会議においても可能となるような自治法の改正案が今国会のほうに提出されて今審議中です。6月の会期末ぐらいに国会を通過して施行されるのであれば、この基本条例制定の時期にはもう施行されている可能性もありますので、ちょっとその場合は、こういうふうな記載になるのかなということで参考として書かせていただいております。

朗読します。

2項、議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民等の専門的または政策的識見等を本会議の審議または委員会の審査に反映させるよう努めるものとするというふうな規定に自治法が改正されればしたらよいのかなと思います。

次に、第3項です。議会は、請願及び陳情を市民等による政策提案と位置づけ、その審議においては、原則としてこれら提出者の意見を聞く機会を設けるよう努めるものとするということで、素案のほうは設けるものとなっているんですけども、やはり請願については提出者の意見も聞くようにはなっておりますけども、陳情については、市民から出されたものについて、また調査なり必要なものがあれば委員会で取り上げておりますけども、市民以外の方から送られてくる大多数の請願につきましては、議会運営委員会に諮って全議員に写しを配付するというような措置もとっておりますので努力規定ということも一度検討しておいてもらったらよいのかと思います。

次に、第5項です。議会は、市民に議会の活動を報告するとともに、市政全般にわたって市民と情報及び意見を交換する議会報告会を開催するものとするということで、この第5項については、市民に対し議会活動を報告するとともに、市民と意見交換を行うことを趣旨とした条文となっております。ですので最初に市民を追加しております。素案では、議会は議会の活動を広報しとありますが、議会は、市民に議会の活動を報告するとともにというふうなちょっと書き方に修正をさせていただき、あわせて市民との意見交換を行うということでとともにという言葉を追加しております。素案については、市政全般にわたって議員及び市民が自由に情報及び意見を交換するというふうな条文になっておりますけども、議員及びの記載を初めに議会とはという言葉で始まっておりますので、報告会は議会として行うものであるため特に必要ではないと思ひまして削除しております。自由に情報及び意見を交換するというふうな書かれ方をしておりますが、自由にという言葉は解釈の仕方によってはちょっと誤解を招いたりするおそれもあるのではないかと思いますので、一度皆さんで記載について一考していただいておりますので、よいのかと思います。

それと、あと報告会の成果をどのように生かすのかの記載はしなくてよいのかというようなことで、他市の基本条例によっては、報告会の成果を議会運営の改善とか政策提言に生かす、また政策立案能力の強化、政策提案の拡大を図るというふうなことを規定しているところもあるので、ちょっとこの点についても検討していただいたらいいのかなと思ひまして挙げております。

以上です。

○柏木 剛委員長 御意見をお願いします。5ページです。

順番に行きましょうか。2項は、議会の審議という言葉の本会議の審議及び委員会の審査というふうに広げたわけですね。これは自治法とか国会のほうでやられている関係があって、あらかじめ。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 3項は、これは意見を設けるものとするんじゃなくて、努めるものとするということで努力規定しましょう。現実的な話として努力規定に近い格好の運用なんで、これでいいんじゃないかということですね。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 議会報告会のことですけども、議員という言葉をとったのと自由という言葉をあえてとったという、これがあえてとったというのがポイントかと思ひます。もう1点は、提案ですけども、報告会の成果をという項がなくてもいいのか、あったほうがいいのかという話ですね。その辺につきまして御意見を。原口委員。

○原口育大委員 今3点については、最初の2点は全然このつくってくれた案でええんかなと思ひますし、3つ目の部分も、議会報告会の成果という部分は、市民と情報及び意見を交換するということの中も含んだらというふうに考えて、余りくどくなることは避けたほうがええん違うかなと、ここでそういう意味があつて市民との情報及び意見交換をするというふうなことでいいでないかなと、この原案どおりでいいんでないかなというふうに思ひます。

○柏木 剛委員長 ほかにどうでしょうか。今のことであえて報告会の成果とか政策立案につなげていくということは条例に入れなくてもいいという。

印部委員。

○印部久信委員　　今現実に2回、議会報告会したんよの、いろいろアンケート等で質問があった項目は、議会報告会済んだ後どこから執行部にあれを回しよんので、議長経由で出しとる。いつの時点でそれに対する答えは来とんの。言いつ放し、提案しつ放しか。市は議長に対して議会報告会でこういう意見がありましたいうのを議長から各担当部局へ出しとんのは、それに対する答えは来とんのけ、どないなっとう。

○柏木 剛委員長　　議長。

○楠 和廣議長　　今言われたとおり、議会報告会で出た意見等は、執行部にこういう意見が出ましたよと言うて出しつ放しの状態で返事はもらってありません。

○柏木 剛委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　我々は分散して議会報告やって市民の方も議会報告を執行部と誤解して執行部に対するような質問をされたときに、今回はともかく、前回やったと思うんですが、それは我々議会では答弁できませんので持ち帰って執行部に伝えておきますというように言うて、その答えはどない言うたんかな、とにかく今我々議会では答弁できないので持ち帰って執行部のほうに伝えておきますということに対して、その返事というのは今回の議会報告会でも言うてないような気もするし、何らかの形でフィードバックされよんのかな。議会報告のときに必ず我々答えませんので執行部のほうに伝えておきますまでは言っとんねんけど、そのフィードバックやの、ここらが議会報告会開催の成果をどのように生かすかということやけど、これをどないするかということになってくんねんけど、この5を残した場合に何かそんな機会があったと思うんや。今回でなしに前回な、わしの行っとなったとこであったように思うねんけど。

○柏木 剛委員長　　ありましたよ。やっぱり次の報告会の際にフィードバックしてほしいという言葉はありました。

印部委員。

○印部久信委員　　現実に議長から執行部に対してどんなような答えになっていっとなのか我々も知らんし、ここらを議会報告会の成果をどのように生かすかということ、ここらを基本条例の中に具体的にうたうんか、このままでいくんかというところをやっぱり検討しとかんといかんのん違うんか。

○柏木 剛委員長 どうでしょうか。
原口委員。

○原口育大委員 今後、広報広聴活動の中でも取り組みということになってくると、今言われたような執行部に対する意見と質問等と議会に対するものと、今までもやっていますが、一たん整理をして、執行部へ議長から報告をして、執行部は恐らく各部署へその情報を流したりはされとると思うんですけども、ただ、議会基本条例ということは、議会の決まりをつける部分なんで、ここに載せるとしたら、今書いてくれとるような改善、政策提言に生かすとか、こちらサイドがどんなことができるかということは、今言われる中で整理して書くのもええことかなと思います。ただ、執行部に義務づけるような話にはちょっとなかなかならんのかなと思うんで、執行部には求めるということはあってええかなというふうにも思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 ことしの場合でも議会報告した後まとめて執行部に出しとるわな、報告会でこういう執行部に対する意見がありましたよという。阿部議長のときは議会報告したんだったんか、してなかったんやな、その前だったんか。ああいう場合もそれこそ議会報告して、また執行部に言うときますわいうだけでもう終わってしもうとんねんさかい、ある意味では余り責任果たしてないようなわの。だれかがどっかで何かそういうことに対して執行部に言うたらこうでしたということをつかの議会で言わんといかんわな、やっぱり。ここらはどんなように、議会報告会を開催するものとするというものを基本条例にうとうた場合、これだけでええんかということやの。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 流山市でしたら、その後にもう1つ議会報告会に関することは別に定めるいうて報告会用のそういう規程をつくってるところがありますので、そこで細かく設けるという方法も1つ考えてみたら、余りこのとこで内容が深まるよりも、またその場によって臨機応変じゃないですけど、今まではこうやってきたけど、今度こう変えようとかという形も変えやすいんかなと、条例になってしまうとまた変えにくいんかなと思ったりもするんで、そういうような項目いうのをつくるいうのも1つの手ではないかなと。

○柏木 剛委員長 この条例の中に別途定めるということを入れとくほうがいいのかか

どうかですね。議会報告会に関しては。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 議会報告会を今度から議会全体でやるんでなしに、広報広聴委員会が主体になってやるんなら、そこで取扱要綱とか何かしとかんと、それこそしましたよ、言いましたよ、聞きましたよになってまうねんから。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 議会報告会は、今、試行で2回行っております。行うに当たって要綱のほうを定めておりますので、そちらのほうで熊田委員さんが言われたように定めておくという方法もあると思います。

○柏木 剛委員長 ということは、この条例の中には別途定めた要綱に従うものとするというような言葉を入れたほうがいいんじゃないかという、あれはなくてもいいという、なくても構わない。別途定めたものに従うとか、何か言葉を入れたほうが。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 ほんなら間違いないわの。

○柏木 剛委員長 そうですね。

後のほうで出てきますけど、倫理条例とかについては、別途定めるという言葉で、この条例の中では全部その表現だけでいっとるんです。同じように別途定めるという言葉があったほうがいいのですかね。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 別途定めるというふうな規定を入れるのであれば、この6条の第5項で議会報告会の規定をしておりますけども、これを第7条として、第7条1項が今ある議会は市民に議会のと云々というふうなことで規定しまして、第2項に議会報告会の運営については別途定めるというふうなことにしたらよいかと思います。

○柏木 剛委員長 第6条の今5項があるんですけども、この5項を別に独立させて第

7条にすると。

○事務局（阿閉裕美） 第7条として、それで括弧書きのほうは議会報告会という見出しにしまして、それで第7条の第1項、2項というような形にしたほうがいいのかなと思います。

○柏木 剛委員長 市民と議会の関係の中ですけども、第6条と第7条というので議会報告会を独立した条とするほうがいいんじゃないかということですね。じゃあ、その方向でよろしいですか、その中で報告会については、別途要綱で定めるということ。

久米委員。

○久米啓右副委員長 今の6条の4項のことなんですが、事務局の案はないんですが、広報紙のことを書いてますよね。広報紙で賛否を今公表していますけども、議会広報広聴については、事務局の案では16条に載っておるんです。後でまた審議するんですけども、広報のことをここで書いてあるんでしたら16条の中でまとめるとすっきりするかなと思うんです。広報紙で市民の評価を的確になされるよう、どちらでも市民参加でうたうこともできるんですけども、広報広聴の充実、広報広聴でまとめてしまうというのはおかしいと思うんです。ですから、第6条は、市民参加、市民との連携ということで、参考人制度とか、そういう請願、陳情等の市民の参加ということで、広報広聴の充実にまとめたらすっきりするん違うかなと。

○柏木 剛委員長 ということは、市民参加及び市民との連携の中で、第6条はもう2と3だけになると。4項は、ここで言ってるのは、情報の提供に努めるものとするということは、主は議会広報紙での役割を書いとんのかな、4項は。その辺、事務局、どうですか。

○事務局（阿閉裕美） 第3章は市民と議会の関係で、第6条は市民参加及び市民との連携ということでの条になっております。広報紙で公表するというので議員の活動に対し市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとするというので、解釈の仕方ではこちらのほうの第6条に置いとくという考え方もありますし、書き方によれば、第16条、広報広聴の充実の部分に追加するという方法もあるんですけども、議会広報広聴の充実のほうではちょっと先へ行ってしまうんですけども、市政の重要な情報を議会独自の視点から議会広報紙発行等により常に市民に提供するとともに、市民の意見、要望等の把握に努めるというふうなこと、あと2項については、最近インターネットとかケーブルテレビとかいろんな情報技術の発達があります。それを踏まえた媒体の活用ということで、

活用して市民が議会に関心を持つようにというふうなことで書いております。広報広聴の充実、こちらでまとめて、第6条のほうの議員の態度の公表については、情報の提供、広報広聴にも当たるとは思うんですけども、市民との連携、市民が議員さんに対する評価が的確にという部分をちょっと重きに置いてこちらのほうに規定されたんかなと、素案がそうっておりますので、そのように思うんですけども。

○柏木 剛委員長 御意見どうでしょうか。

要するに、ここのポイントは、むしろ広報にあるんじゃないかと、態度の公表などをきちんと市民に知ってもらって市民の評価が的確にできるようにしましょうと、市民との関係としては。それがポイントであるので、ここに置いといても構わんのではないかとということですね。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 大きなくくりが広報広聴の充実は議会の機能強化になってますよね。今あるのは、市民と議会との関係という中での議員の態度の公表ということで、どちらにもくくれるかなと思うんですが、広報広聴を市民と議会との関係というふうに考えれば、そっちへ全部ごっそり行っても構わんかなと、逆に思うんです。

あと媒体等インターネット等については、議会広報広聴とは別に機能の強化に当たると思うので、その辺うまくすみ分けできたらすっきりできるかなと。広報紙発行という大きなくくりで考えてね、それとインターネットとはまた別に考えると。

○柏木 剛委員長 ということは、結論的には、久米委員は4項はやっぱりこちらのほうでもいいんじゃないかと。

○久米啓右副委員長 そのときに上に括弧書きして議会広報広聴活動とかいうふうにして。

○柏木 剛委員長 その中に態度公表も含めて。

○久米啓右副委員長 議会広報広聴の発行をここに持ってくるんですよ、私の考えはね。広報紙発行ということは大きな活動ですから、ここへ広報広聴活動を持ってくる。

○柏木 剛委員長 16条を市民と議会との関係の中に持ってくるという考えですね。

○久米啓右副委員長 その中に態度の公表を2項ぐらいにしていくということで、広報紙の発行は機能強化よりも市民との連携のほうが強いと思うんですね。

今のはほかの委員さんの意見聞いてや。

○柏木 剛委員長 どうでしょうか。9ページの議会広報広聴の充実は、むしろ市民との関係、議会との関係の中の1項としてあったほうがいいんじゃないかという意見ですね。その中に広報もあるし議会報告会もあるという位置づけだな。いいですか、なるほどという感じもしますね。

久米委員。

○久米啓右副委員長 それから、16条の1項だけでええか、その辺もうちょっと検討せなあかんのですけども、例えば2項がインターネットによる広報活動になってますよね。それもええと思うんですけど、市民との連携といえば、インターネットによるライブ放送もいけるかなと。

○柏木 剛委員長 どうでしょうか。

今16条のところの議会広報広聴の充実いう項を市民との関係のところを持ってきたらどうかという、そこでは広報紙の発行もあるし議員の態度公表も含めて市民との関係ということで。9ページの第16条があるんですけど、その第16条を5ページの第3章の第6条の次ぐらいに入れるという、すぼっと持ってくるということですね。

久米委員。

○久米啓右副委員長 そうすると、議会の機能強化というのは、議会独自の機能強化だけに絞れるかなと思うんで、市民対市民とのつながりを3章の6条以下に持ってきたらという。

○柏木 剛委員長 どうでしょうか。

原口委員。

○原口育大委員 賛成です。広報広聴だけを取り出すというよりは、広報広聴というのも市民との関係のためのツールとして扱うほうが確かにすっきりするような気がするんで、そっちへ移していいかなというふうに思います。

○柏木 剛委員長 私も賛成です。

そうすると、このあたりの条構成は、第7条が上か第8条として広報広聴ということが

入るか。

事務局。

○事務局（阿閉裕美） それで、その後どちらにしましょう。議会報告会と広報広聴の充実、どちらの条を先に持ってきてみましょうか。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 議会報告会は広報広聴の一部なんで広報広聴がやっぱりメインかなど、私の意見です。

○柏木 剛委員長 第7条が広報広聴の充実ということと、第8条が議会報告会という、こんなことやね。

○久米啓右副委員長 議会報告会を単独の条にせずに、議会広報広聴の充実の中に議会報告会を。

○事務局（阿閉裕美） そしたら項にしたらいいですね。

○柏木 剛委員長 広報広聴の中の一環として議会報告があるという位置づけだな。
今の件よろしいでしょうか。
印部委員。

○印部久信委員 もうそないなってもたら、議会報告会は全協に諮っても所管は広報広聴になってもてますので。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） そしたら議会報告会の第2項の報告会については別途定めるといふ部分についても、これも第3項、第5項として記載しといたほうがよろしいですか。
ちょっと何か違和感があるんですけども。

○柏木 剛委員長 そしたらどっちかいったらやっぱり条を分けるほうが。

○久米啓右副委員長 分けずに最後のやつはカットして、事務局案の5項を第4項にな

るんか。

○柏木 剛委員長 事務局長。

○事務局長（高川欣士） 要綱等は条例を受けなくても要綱は下部の規程なんで、ある意味確実にほかの条例とか、そうであれば別途定めて条例を決めるというふうに確実に書かないとちょっと条文的にあれですけど、実施要領なり要綱というのは、それがなくても自由につくれるというふうに解釈すれば、あえてそこで別途定めると書かなくても独立してつくっても何ら問題はないというふうに思います。

○柏木 剛委員長 そうすると、成果をどう生かすかとかの記載は、結局条文上は出てこないということですね、フィードバックをどうするかというようなことも含めてな。これでまとまったような感じがしますので、ひとつその線で。

じゃあ、これで休憩としますが、次、6ページからということで昼から引き続きお願いします。

（休憩 午後 0時00分）

（再開 午後 1時00分）

○柏木 剛委員長 再開します。

6ページをお願いします。6ページの真ん中の政策等の形成過程の説明、第8条ということで、これに関して事務局のほうからの提案があります。お願いします。

○事務局（阿閉裕美） そしたら6ページの第8条のほうを説明いたします。

議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとするということで、素案では重要な政策というふうな表現の仕方になっていたんですけども、具体的に書いておいて括弧書きで（以下「政策等」という。）とふうな形にしておいたほうがよいかと思いますのでちょっと案として上げさせていただいております。

あと説明資料として執行部に対して何を具体的に求めるのかという部分なんですけども、この8条では、第1号から7号まで7項目を執行部に求めるということになっています。この7項目については、事業評価シートというのを執行部のほうでつくっておきまして、そのほとんどがその事業評価シートの中に1号から7号が掲載されております。ただ、1

つ、3号の他の自治体の類似する政策との比較検討という部分がないので、その部分をシートに追加していただいて、あとシートの中に合併協議項目というのがあるんですけども、この部分を廃止していただいたら十分対応できるような形になるのではないかと思います。

それともう1つは、今年度の予算から事業概要説明書というのを添付されていますので、そちらのほうの充実と継続ということで求めたらよいのではないかというふうに思われます。

事業評価シートについては、ちょっと課長のほうでコピーをとっていますので見本として配付させていただきます。

それと、ちょっと追加ですけども、その下の二重丸のところに、下記のような規定も考えられますということで、第8条の素案にかわる規定といたしまして、議会は、市長等が提案する重要な政策について、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、審議に必要な情報を明らかにするよう求めるものとするというふうな、素案にあります1号から7号のような具体的な項目を上げずに必要な情報を明らかにするよう求めるというちょっと抽象的な表現の仕方で規定している議会もあります。

これの第2項につきましては、議会は、予算及び決算の審議に当たっては、施策別または事業別のわかりやすい説明を市長に求めるものとするというふうな形での規定も考えられますので、あわせて検討していただいたらと思います。

○柏木 剛委員長 続きあるのかな、もう1つの予算及び決算における政策説明資料まで一気に。

○事務局（阿閉裕美） その下の括弧書きの部分です。予算及び決算における政策説明資料ということで、7ページのほうをめくっていただきましたら、ちょっと条は入れていません。第〇条、議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じてわかりやすい施策別または事業別の説明を市長に求めるものとするということで、これは第8条の素案の後に追加して規定していただいたらよいのかなと思います。というのは、予算及び決算の説明資料の提出については、現状かなり充実した資料提出をしていただいておりますので、それを今後も担保していくために規定をしておいてもよいのではないかと思いますので検討をお願いしたいと思います。

○柏木 剛委員長 わかりました。

要するに事務局としては、第8条について大きくいえば2つの案があると、条例の文言の案があるという、まず大きくこの2つの選択から入る必要があるかと思うんですけど。

事務局。

○事務局（垣 光弘） 先ほど配付した事業評価シート、この分について少し若干事前に説明させていただきます。

新年度予算の資料の中に平成23年度行政評価に係る平成24年度当初予算への反映結果一覧表というのが予算の概要説明の中に添付されていたかと思えます。きょうお配りしている資料は、その反映結果一覧表のもとになる部分、それが行政評価シートでございます。平成23年度の行政評価する基準となる棚卸表というのがありますが、事業としては1,377の事業の中から今回、平成23年度の行政評価シートを作成したのは38事業でございます。その38事業をこのここに今回お配りさせていただいたのは、事務事業用の自主防災組織育成事業、それと淡路島観光協会補助金の事業、それと清掃センター管理運営費の事業評価シート、この3件、ひな形というか、見本で添付させてもらっております。事業評価シート、基本的には、基本事項が書かれて、その後、プラン・ドゥ・チェック・アクション、毎年、毎年、PDCAを回しながらの評価シートという形になっております。

先ほど言われた市の事業全部にこれがあるわけではございません。年々執行部のほうで事業評価シート、取り組むべきものを抽出したものに限ってこういう形の評価シートを行っておりますので、そこら辺も執行部との協議にこれらの抽出の部分についても協議が必要になるのかなと思われます。

以上です。

○柏木 剛委員長 はい、わかりました。

第8条、政策等の形成過程の説明ということで、どういう資料を求めるかというようなことの条です。ということで、これは今の話は、第8条の事務局としては、前回の案に対する修正的なものと、もう1つは、全然別の考え方のもということで2つの案を示してあるということですね。こんな考え方ということですが、いろいろ御意見をお願いしたいと思えます。

ちょっと私から逆に質問しますけど、第8条の6ページの真ん中のところについては、第8条は、重要な政策という言葉を変えたと同時に、2という項が追加するという、こんなイメージですか。既存のシステムの継続と充実を求めるというのが2つ目の項として入るということですか、こういうことですかね。この説明資料として何を具体的に求めるかというのは、条文の中ではどんなふうに表現される考えですか。

事務局。

○事務局（阿閉裕美） これは条文の中に入れるということではなくして、また執行部とこの政策形成過程の説明資料を求める場合に執行部と協議をするということで、どういう資料を出してもらうかというような話になってきたときに執行部側にある事業評価シ-

トを少し修正をかけていただいて、第8条の1号から7号までに該当するような形に少し改正を加えていただいて提出してもらおうというふうなことを執行部と協議する段において議会のほうから申し出る。ちょっと案として書いているというところです。新たにこれをまた執行部につくってもらおうということになりましたらなかなか大変なことなので、今あるものを少し改善をして議会の求めるものにしていただけるといふようなものがあるといふことで参考のために書かせていただいております。

○柏木 剛委員長 はい、わかりました。

条文に入るんじゃなくて執行部との協議のためにこういうことが必要ですよということをごここにコメントしてくれているという、そういう意味ですね。

この辺どうでしょうか、大きく2つの考え方があるんですけども。

森上委員。

○森上祐治委員 質問なんですけど、今、事務局のほうの御提案というか、説明では、我々議会のほうで案をつくっていた政策等の形成過程の説明の第8条ありますよね。次に掲げることの1から7までと2という項目があったんですけども、今の阿閉次長の説明では、これを1つの案としては、第8条の市長が提案する計画、政策、施策、事業等についてというふうにしたら、具体的に1から7は入れる必要がないという見解を持ってるんですか。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） それは違います。ただ、素案では重要な政策という形になっているんですけども、もし少しその部分を具体的に書くというだけであって1から7号を取るといふ意味ではありません。ただ、重要な政策をもう少し具体的に表現をするという意味だけです。1から7号はそのままということです。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 評価シートは予算時期にはもう公開されてますよね。ホームページに出てました。一部アレンジしたら8条の我々の求めるものができるんじゃないかということで、その辺を執行部とちょっとすり合わせして、それをうまく活用したらいいんじゃないかということで、執行部に大きな作業を強いるもんでもないし、その辺はこの評価シートを予算時に、38事業に限ってこんなんできとると思うんですね、先ほどの説明ではね。仮に議会側からぜひこの事業もということがあれば、議会としても特別にそういうことを求めることもできるという内容にしとけば問題ないかなと思います。だから、基本

的にはその評価シートを活用していくと。

○柏木 剛委員長 ただ、この事業評価シートというのは、条例の中の文言には出てこないという考えなんですけどね。

久米委員。

○久米啓右副委員長 中身としては、それを活用してもいいんじゃないかというような考え方やな。

○柏木 剛委員長 そうですね、実際はね。

まず、大きくは、第8条というやつを別案というやつと大きく考えてどうですかね。前の考え方の中央にあるこの条例でいいのか、あるいはもう別途6ページから7ページにわたってある条例案、別案とどちらのほうがより望ましいのかということをおちょっと考えてもらいたいと思うんですが。

原口委員。

○原口育大委員 ちょっと確認したいんですけど、この条文のままやと、市長が提案するすべての計画、施策等について明らかにするよう求めるというふうに読むんですけど、前の段階やと重要なということである程度すべてではないというふうにならば僕としては解釈しとったんですけど、そうなってくると、すべてということになったときにそれをどうするのか、それと計画いうたときにも長期の計画と短期の計画とかいろいろあるんで、そこら辺も全部含むようになるのかですね。それから市長が提案するいうたときは、これは教育部門とかの提案みたいなんは、市長と別個の部分もあるんですかね、それとも全部市長が提案するという形になるものなのか、そこら辺ちょっと確認したいんですけど。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 市長が提案するという、議会の議決に付すという前段があると思うんです。ですから、議案として上がってくるというのが前提になってきますので、教育部門の議案にしても市長が提案してきますので、それはそれでいいのかと思います。市にある政策とか計画とかすべてという考え方でなくて、議会の議決に付す、提案される議案というのに限られてくるという解釈で行っていいのかなと思うんですけども。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、それはそれであればそうですね。96条の2の分とはまたちょっと切り離して考えるわけですね。そしたら理解できた。済みません。ちょっと混同してました。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 8条の1項の分ですね、これについては表現の仕方ということで検討ということがあるわけですが、上段のほうが具体的かなと印象がありますので、下の重要政策の説明ということよりは上のほうが幅も持っておるしわかりやすいのではないかなという印象があります。

○柏木 剛委員長 ということは、先日来の案をベースにして、あと重要な政策という重要なという言葉がこの言葉に変えたというのでええんじゃないかということですね。
重要な政策って原口委員が言われた重要なということにこれは限定されてないという解釈になるんですか。

○原口育大委員 市長が提案するというので判断すれば、市長が提案するすべてということになってくると思うんですけど。

○柏木 剛委員長 重要になってあえて言う必要ないと。わかりました。
久米委員。

○久米啓右副委員長 前回のときに執行部にゆだねて審議の過程で求めたいときは改めて求めるというふうに、何か前回のときにここの項目でそないなっていたと思うんで、恐らく市長の提案する分はあらかじめ執行部側からこういう資料を提出してくることになると思うんです。一応蛭子委員と同じ考えでね。

○柏木 剛委員長 わかりました。
いかがでしょうか。ということは、前回の第8条の2項まで含めたこれが生きると、この別案、下記の案ということとはちょっと置いてむしろ具体的な真ん中の部分のほうを生かすという考えでということですね。
事務局、せっかく別案つくってくれたんですけども、どうでしょうか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 対照表とでもいうのか、この第8条の1項がこれで、2項は2項とし

て置くということやね。その説明資料についてのことはまたもう1つ置くと。次のページに来ますわね、これはだからここの表現の仕方なんですけど、政策説明資料として一緒のこと言うとするのかな。

○柏木 剛委員長 6 ページの下のほうから7 ページの頭のほうはペケです。
事務局。

○事務局（阿閉裕美） ちょっと説明不足で済みません。

6 ページの下の括弧書き、予算及び決算における政策説明資料、7 ページの条は入れてません。議会は、予算及び決算のとある、この部分については、第8条の次に第9条になるかなと思うんですけども、予算・決算の政策資料というのは、執行部のほうはかなり充実した現状、資料提出してくれてるんですけども、それを今後担保していくために規定しておくのも1つかなと思って提案をさせてもらっております。

○柏木 剛委員長 第8条は、政策の形成過程の説明ということで2項まであって、別の条として7ページの右上のところはあってもいいんじゃないかという意味ですね。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 8条の2項を項じゃなくて条に置きかえるというような考え方ですかね。8条があって、当初であれば8条の2項にこういうことを書いてあったけれども、括弧書きして9条というか、条文として置くということになるんでしょう、これは。

○柏木 剛委員長 じゃないですね。
事務局。

○事務局（阿閉裕美） 素案のほうで見ていただいたらわかると思うんですが、8条の1項は1号から7号までこういうふうな説明を求めるものとするということで、8条の第2項は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行部における政策評価に資する審議に努めるものとするということで8条の第1項を受けて第2項を規定しています。それでその次に予算・決算における政策説明資料ということで追加をしたらどうかという事務局のほうの提案です。

○柏木 剛委員長 第9条として予算及び決算における政策説明資料というのが独立して入ってくると、つけ加わってくるという意味ですね。政策の形成過程の説明、これはあくまで議案ですけども、それと予算及び決算だけは条としてあえて独立させたということ

ですね。どうでしょうか。よろしいですか。ちょっとこれユニークな部分かという気がします。その線でまとめるということで予算及び決算というやつは独立した条を追加することになります。

じゃあ、次の7ページをお願いします。重要な計画の議決事件への追加ということです。事務局。

○事務局（阿閉裕美） 議決事件の追加ということでちょっと重要な計画ということをとっております。第9条、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、次に掲げる事項とし、議会と市長等がともに市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとするということで、ちょっと第9条の前段に自治法96条第2項の規定による議決事件の拡大であるということとをちょっと入れるのも1つかなと思ひまして提案しております。あと責任を負いながらという表現があるんですけども、責任を担うというほうがいいのかなというふうにもちょっと思ひましたので書いてます。また、目線、市民の目線に立ったを市民の視点に立ったとするのもいいのかなというふうなんで提案をさせていただいております。

議決事件については、この素案のような形と、あと前にも1つ示させていただいているんですけども、青で下線引いてある部分のような2案もちょっと事務局として提案させていただいております。

提案しているまず1つ目ですけども、これは基本構想のみを議決事件としまして、その他は必要があると認めるときは議決事件の拡大について協議をするというふうな規定としております。

2つ目の案については、議決事件についての列記は行わず、必要があると認めるときは議決事件の拡大を協議することを規定するような形の案もつくっておりますので、あわせて検討していただいたらというふうに思います。

以上です。

○柏木 剛委員長 大きく3つの選択肢があるという、案としてですね、9条についてはということです。この第9条、元の素案の1号から7号までと2項、これは生きですね、一番上の案は。

○事務局（阿閉裕美） ここをちょっと省略させていただいてますけども、最初の素案はそのまま1から7まで生きているんで、もしこの最初の素案どおりにするのであれば、この1号から7号までについて、こういう規定の仕方がよいのか、もう少し具体的な項目について列記しておくほうがいいのかというようなことの検討も必要かと思ひます。

○柏木 剛委員長 この辺は前回大分議論して、これはこれらの議決事件に追加したら大変だという話も大分あった部分ですけども、それで2つの別案が提示されているということです。この辺どうでしょうか、御意見。A案、B案、C案とあるという感じですね。

もう1回じゃあ説明しますが、この2つ目の案と3つ目の案と大きくどの辺が違うんですか。

○事務局（阿閉裕美） 2つ目の案につきましては、基本構想を議決事件として定めております。その他は必要があると認めるときは、執行市長と議決事件の拡大について協議をするというふうな形になっています。

それで3つ目につきましては、基本構想も議決事件とは定めずに、もう列記は行わず、必要があると認めるときは議決事件の拡大を協議すると。もうその都度協議していくというふうな規定となっています。

○柏木 剛委員長 わかりました。

このあたりはいかがでしょうか。

久米委員。

○久米啓右副委員長 今、南あわじ市の基本構想というのは何件ぐらいあるかわかりません。

○久米啓右副委員長 2つだけ。わかりました。

真ん中の案がいいかなと、基本構想ぐらいは議決事件にしたほうがええかなと思います。

○柏木 剛委員長 局長。

○事務局長（高川欣士） これは96条の2項で拡大になっていますけども、本来は自治法の2条4項は、基本構想は必ずつくるような規定が、今、自治法上削除されたんで、本来いえば、執行部というか、市は必ず基本構想をつくらなければならないという、そういう法律上の根拠は今なくなっていますので、つくった場合にここの議決事項なりというようなことで認識をしていただかないと、執行部がつからないということはないと思いますけども、つくらないというか、そういう構想というか、それはもう法律に基づく構想が確実につくられるということではないので、その辺のどこの認識もちょっと持っていただきたいというふうに思います。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） もしつくる場合はこの規定、つくらない場合で類似したものを
つくられた場合はこの必要があると認めるときということで、執行部との協議というふう
な解釈もできるのかなとここでは思います。

○柏木 剛委員長 ということは3つ目の案が一番柔軟なんかな。ここにあって言うど
うのけども、なければならぬに必要であると認めたということで、そっちへ入ってくると。
このあたりいかがでしょうか。これは大分前回議論が分かれたところなんですけども、京丹
後市がこれやってたんですよ。全部議決事件にしとったんですよ。

森上委員。

○森上祐治委員 これは2つ目と3つ目だったら、さっき言ったように、2つ目は基本
構想の策定云々が強調されとると、ところがこれ必須の案件でもなくなってきた、法令
上。というようなことで一番すっきりするんだったら3つ目の9条やなというふうな、基
本構想つくるんだったら、これも包括されとうと見るべきやな。だからあえて入れんでも
3つ目の9条でいけんのん違うかと。

○柏木 剛委員長 いかがでしょうか。

非常にこれ柔軟な考えですね。基本的な計画の制定、提携及び協定の締結に当たっては、
必要があると認めるときに議決事件とするということで非常に柔軟性はあるというふうに、
必要があると議会が認めれば、それを議決事件とするということで、その辺御意見どうで
しょうか。

阿部委員。

○阿部計一委員 素朴な質問ですけど、事務局がついて十分検討されたと思うんですけど
も、これ首長の執行権に侵害するというか、及ぶようなことはないですわね、今上がって
るようなことの中に。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 議決事件の追加については、自治法のほうの規定がありますの
で追加することはできます。ただ、議会が一方的にこの事件追加しますというような形で
決めるというよりは、やはり執行部側、市長側とのやっぱり協議によって最終決めていく
べきものかなというの思われます。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私は、こういう案を出されているということは執行部とのそういう十分お話をされた中でやられているかなと思ってたんですが、そうじゃないんですか。議会のほうでそれから相談するという事なんですか。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） これは議会のほうの基本条例制定するのと並行してやはり執行部側と話も進めていく必要があるのかと思います。

○柏木 剛委員長 ほかにどうですか。
熊田委員。

○熊田 司委員 例えばA市長が基本構想に基づき基本計画を立てて、それに議会が賛成、承認したと。次の市長選挙でA市長がつぶれてB市長がなると。B市長が今度新しい基本計画を立ててきたとなってくると、市民はそのB市長の基本構想に賛成なんです、我々はA市長の計画に賛成してたというふうになると、議会の立場というのは、そういう場合どうなるんですか。もう一度B市長が出した基本計画に基づいて審議をし直すと、こういう形になるんですか。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局長（高川欣士） 基本構想自体は、今までの我々が行政マンとして経験した基本構想というのは、そんなに具体的な事業なり、それは書いてないです。よく言われるのは、どこのそういう基本構想を見ても同じようなことが書かれている。行政の方向性というのはそんなに変わりがないんですね。その中で具体的な計画というのはそれぞれ基本計画なり実施計画ということで決められていくので、それから全く行政の方向性が逸脱したり、全く180度違うということは、よほどのことがないということで、個々具体の計画については、市長さんなり、また時代の背景も違いますので、例えば、今、原発のことで急にそういう時代背景によって変わることがありますので、ただ、それは基本構想の中ではそんなに具体的に書かれてないので、それは基本計画という、そういう本当の実際の計画の部分で修正をしていくということで、構想まで市長がかわるごとに変えていったり、変更したりということは、我々の長いというか、今までの経験したことではなかったんですけど、それも当然考えることは考えられると思います。それはずっと10年という計画

をつくれれば変更できないということではないんですね。それも修正なり新たに設けるということも可能は可能やというふうに思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 計画についての議論というのはいろいろあったかと思うんですね。結局片側、つまり計画を何も知らないでとにかく進んでいくということに対して冊子が配られて終わりということに対してええのかという考え方が1つと、逆のほうから見れば、計画すべてに議会が議決をして推進体制をとるということがどうかというような考え方、2つぶつかったと思うんですね。その点の議論というのは大事だろうと思うんですけども、もう1点ここで出ておる中で、他団体と結ぶ提携または協定というのが落ちてしまっていると、全体としてはね。これも重要なポイントであるかに思うんですけども。

○柏木 剛委員長 すいません。何が落ちてる。

○蛭子智彦委員 市が他団体と結ぶ提携または協定のうち予算の伴うものというものが9条を含めて全部これは要らないという、必要があると認めてるときということではちょっと後ろのほうにやられているという印象なんですけれども、これは1つの新しいポイントかなと。全体として議論するとしたら、何もかも知らないまま、わからないままに、議決を経ないままに行っているのかという、いいんだと、それは。市がやろうとしている計画や構想が出てきた段階、実際に事業化になった段階で、あるいは構想が発表された段階で批判をしたり、チェックをしたりするぐらいのことでいいんじゃないかという、議会の役割はそういうものだというような考え方かなと思うんですよね。そうじゃないと、やはりそういう構想そのものについて議決を経るという了解を得ないでやってもらっては困るんだという考え方でね。非常に微妙なところなんですけども。

○柏木 剛委員長 ここで言うてんのは、議決事件の拡大ですから、そういうことかと思うんです。

○蛭子智彦委員 今出されてるのは、基本構想以外は必要があると認めたときに議決をするというぐらいのものか、基本構想まで含めて議決事項から外すというようなことか、この2つですか、3種類あるんですけど。

○柏木 剛委員長 2つ目は、基本構想は必ずやると。

○蛭子智彦委員　それ以外については必要があると認めた。3つ目については、基本構想も含めて必要があると認めたときにやるということでしょう。第1番は、基本構想も含めてすべての計画について議決を経ようということでしょう。そういう3つに分かれとうわけですよ。これは議論したらすればするほど悩ましいとこなんです。

○柏木 剛委員長　前回もこういう話で、京丹後はやっとうけども、確かに議案プラス30議案ぐらい何か計画が出てくるとかいう話をしました。そうすると大変だという話が現実問題として議会としてはいう話も出てましたし、それで前回大分意見が分かれて、必要があると認めたときにしたほうが柔軟性があるのかなという話、とってこれがないと計画は出しっ放し、もらいっ放しになるんで、それはどうかという意見はあったと思うんです。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　議会の議決を経なくても一般質問なり、委員会審査なり、調査事件としてこういう問題を取り上げていくということは可能ではないかとは思いますが。

○柏木 剛委員長　大分違うかもしれんという気がするんですけどね、議決事件とするかしないかは。

○蛭子智彦委員　これまででいえば、議決をしてきたのは基本構想ぐらいかな。

○柏木 剛委員長　事務局。

○事務局（垣 光弘）　住宅マスタープランが補助金に絡むものとしてあったかなと思います。

○柏木 剛委員長　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　ですから、例えば福祉、医療に関する介護保険計画やったり、国保の事業計画だったりということは常に問題になって一般質問したり、委員会審査をしたりという中で問題点を指摘するというような議会の役割であったかと思うんです。だから、議決というくくりをせずとも調査をし審査をするということは可能かなとは思いますが。ただ、他団体と結ぶ提携、協定というのは、これは一方ではかなりどんなものがあるのか、今回一番よくわかるのは大学誘致の細目協定か、これはよくわかるんですけども、その他にも契約に伴う協定というようなものも結構たくさんあるかと思うんです。それ

を一つ一つやっていくとなると大変議案としてもかなりふえてくるのかなというようにことを思うんですけど、その点いかがですか。提携や協定。指定管理なんかは契約になりますよね。

○柏木 剛委員長 事務局長。

○事務局長（高川欣士） 過去に法律の根拠でなくしたというのは、例えば姉妹都市提携とかは、旧南淡のときには、セライナ市と提携するときには、これは議案としてですね、これは当然法律の根拠に基づくものではなく、姉妹都市提携をするということで議案に上げさせていただいて議決をいただいたということはあります。それ以外の提携等については、いろんなレベルであるんで、開発協定とか、そういうことで法的に必ずあるのかなのか、その辺のところはちょっと定かでないんで、ただ、委員さん言われているように、そんなに毎年出てくるようなものではないように思います。ただ、その重要度をどう図るかということですね。その辺はちょっと難しいのかなというふうに思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 当初議会のチェックを経ずに決められていくということについては問題があるという認識をしとったわけなんですけれども、それぞれの計画や構成に基づく事業化ということや、あるいはそれに伴う予算化という中でさまざまな問題、予算審査なり、あるいは国保なんかでいえば、これも予算審査になるんですけども、その段階で調査し審査するというものは可能かなという印象はちょっと持つとるんですけどね。

○柏木 剛委員長 ということは、結論的には、この議決事件としてあえてここの条文として追加するようなことでもないんじゃないかと、あくまで議会としては計画は議決事件として言及しないと。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 2番目の真ん中のやつ、基本構想だけを議論して、その他の計画そのものについては、我々自身が知った上で事業化の段階で整合性であったり、妥当性であったりということについて審査、調査、審議するということは十分可能かなということですね。

事務局。

○事務局（垣 光弘） 先ほど議会の議決を得る計画というふうな部分の中で住宅マスタープランとか申したんですけれども、他市で96条第2項の議決事件になつとる部分なんで、それは関係なかったのかな。ただ、国土利用計画の策定、その部分については、議会の議決が要る計画となっております。

以上でございます。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 まず、基本構想の策定義務がなくなってどうするんやというところは、今からは、例えば市長が自分の任期の間だけの何か、今までのように一律10年とか、前期5年、後期5年とかいうんでなしに、自分の任期中のものを出してくるというような動きも出るん違うかなというふうな気がしてますので、それをここへうたってする必要があるかどうか必要に応じて協議してでもええかなと思ったりもしてます。ただ、そうなったときに実務的に議案として出てくる場合と出てこないやつをどうやって協議するんやというタイミングの問題とかが実際に実務としては難しいかなというのが1つ一番気になつとるところで、お互いに事前にそういう意見交換とかが十分できて意思の疎通が図れた中で議会でそれを取り上げるかどうかというような協議ができるような関係であればいいんですけど、そこがちょっと心配なところがあると。例えば指定管理で委託料を払う、払わんみたいなことになったときに、現状でいくと協定とかも結んでしまって後でそれを否決しようと思ったら、部分修正か何かした形でしか、あるいは協定自体を否決する、認めないという話になってくるんかなと思うんですけども、そこら辺との実務的にどっちがええかなというところが今悩んどるんですよ。

それで、あと会津若松が政策形成サイクルでやってたというのは、結局執行部にかわって議会のほうが重要なもんについて計画までつくって突きつけていくみたいな話かなと思ったりするんで、そこら辺も何か今から政策立案という分では考えながら、この議決事件の拡大というところもちょっとどういうふうにするかいうのを実務面もちょっと検証しておきたいなというふうに思うんですけど。

結局これで例えば3番目の案に、これでええかな思ったりするんですけど、これを実務的にどうやって議会運営とかの中でやっていくんやというところでちょっとまだ十分考えが及ばないところがあるんで、つくったけども、実務的に運用がようせんという話になると、せっかくつくってもという気がしてちょっと今聞かせてもうとんですけど。

○柏木 剛委員長 どうですか。要するに実務的に計画が前もって協議できるのか、見えるのかというあたりですね。

事務局。

○事務局（阿閉裕美） この3つ目、もしくは2つ目についてを規定する場合については、今、原口委員さんが言われたようなことをどうするかというのもやっぱり委員会の中で十分検討する必要があると思います。それで、あらかじめ執行部と協議するということですが、どういふことを執行部側が計画しているのかというのがわからないとそれできないので、その辺をどういふふうな形で執行部と事前に話をしておくかというようなことになってこようかと思ひます。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 さっきも言ひよったように、市長と我々と事があるときに月とすっぽんぐらい権限が違ふんじゃないかなと、そこらをレベルを考へて発言してせなんだらな、そら勝手なこと決めたって市長はどない言うやわからへん。今まででも市長が自治法上議会の議決を得なあかんようなもんを黙ってやったりするはずもないしやな、全部上がってきよやないか。それをチェックして、多数決で経過が出ていきよんねんよってな、その辺をやっぱり何ぼ議会改革や言うたって、さっきも次長言ひよったように、これは執行部と協議もせんなんところがあるって言われとったように、こっちのええことばっかり考へてやっったところで絵にかいたもちになってしまうし、その辺やっぱりもっと慎重にやらなくあい悪いん違ふけ。

○柏木 剛委員長 この3つ目は、うまく逃げとうと言へば逃げとるんですよね。必要があると認めた場合には議決事件にするということ、運用が伴わなければ結局は必要であると認めんでも認めるも計画が出てきてしまつてということになるかと思ひんですけどね、どうですか、この辺まとめたんですけれども。議決事件の拡大、96条第2項というやつ、別にこんなこと触れんでもいいという考へもあるだろうし、拡大ということに触れるとすれば、この3つのうちのどの辺が落ちつきのところかなということかと思ひます。
事務局。

○事務局（垣 光弘） ちなみに2010年の議会基本条例を制定された市が79議会ありました。その中で議決事件の拡大について規定を設けた議会が45議会、半分強、57%の議会が議決事件の拡大について設けてます。
以上でございます。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 どのように実務でということは条例でうたう必要がないんで、とりあえずと言ったらおかしいけども、議決事件を拡大できることだけはちゃんと担保できておれば条例案としてはええかと思うんです。その辺は執行部側との協議については、今協議する必要はないかなと思います。

○柏木 剛委員長 今の案でどうでしょうか。ということは、結論的には、この条項は入れると。

阿部委員。

○阿部計一委員 うまいこと説明ようせんけど、要は議決権をもっと広く求めると、そういう拡大するということと言よんのか。そやけど、今までそれを市長がどない言うやわからへんから、拡大言ったって自治法に基づいて首長は提案してきよんねん。そのとおり行きようから、それを拡大するってやな、そら相手もあることやし、ここでそういうことを決議してもやっぱりどこまで拡大するのかやで、そんな権限は私はないと思うけどな。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 議会側としては、計画等については議決事件の執行部側には提案する義務がないんですが、法律上拡大してもよいという項目になってるんですね。それはやっぱり執行部側と協議して拡大していけば自治法上何も問題ないんで、議会側としても何も計画、あるいは基本構想を何も議決せんといくのか、あるいは議会側にはある程度審議してもらってやってもらう、そのレベルをどこら辺におさめるかということだと思うんで執行部側も恐らくそれは応じると思います、基本構想レベルであれば。計画すべてについてということになると執行部側も議会側も大変だと思うので、その辺までは踏み込まないかと思うんですけども、その辺はやっぱり相談してやるというのが自治法の精神かと思っています。

○柏木 剛委員長 その他の提携とか何かについては、必要に応じて議決事件として拡大する。

局長。

○事務局長（高川欣士） 96条の2項で条例で定めた場合にできるというふうになっているんで、条例で拡大をうたっておかなければ96条の2項だけの担保ではできないんで、ですから、ここに96条の2項を受けて条例でできるということで、具体的にこれこれこれとはうたっていないですけども、これをつくっておくことによって、将来、基本構想

以外の部分で執行部との協議の中で、これは議決にしようということであれば、それを根拠に議決ができる。1つだけ制限列举で構想だけでは確実に、これは従前からやってる分で外れましたけども、ほとんどの基本条例をつくってるのは基本構想のところについては議決事項として上げてるんで、執行部側も今までずっとやってきたことなんで、それは先ほど久米委員が言われたように抵抗はないのかなと、今までどおりなんでね、と思います。ですから、96条の2項、1項では結局は条例とか予算とか皆さんがよく言われる議決事項がずっと十何項目も、損害賠償とか額の確定とか、それが決まって、2項ではそれ以外の部分について条例で定めた場合にできるというふうになってるといふ御理解をいただきたいと。

○柏木 剛委員長 ということは、拡大しようとする、この条例がないと1項だけ縛られてしまうということになりますね。そういうことでよろしいですか。柔軟に臨機応変にある程度できるという条文になってるかと思うんですよね、この文だったら。やっぱり今の話ですと、条例としてこういうことを規定しておかないといざ何か大事なことが起こったときに何もできないという話になるんで。

真ん中で、ありがとうございます。

ここで休憩させていただきます。

(休憩 午後 2時00分)

(再開 午後 2時10分)

○柏木 剛委員長 再開します。

事務局。

○事務局 (阿閉裕美) 第5章 委員会の活動の強化ということになっていますが、一応委員会の活動とシンプルな形にしまして、括弧書きのほうが委員会活動の強化ということでしたらどうかというふうに考えております。

第11条の第2項ですけども、素案のほうは、委員会は、審査に当たっては、委員相互の委員間討議を行い論議を尽くし合意形成に努めるものとするという部分について、案といたしまして、委員会は議案の審査に当たり結論を出す場合は、委員相互の討議を尽くし合意形成に努めるものとするというふうに若干ちょっと文言等の整理をしてみました。

まず、委員会での議案の審査過程におきましては、委員間討議というのは採決前に実施をいたしますので結論を出す場合をちょっと追加をいたしております。それと議員相互間の委員間討議を行い論議を尽くしという部分ですけども、ここを委員相互の討議を尽くし

とちょっと文言の整理をしておりますので検討をお願いしたいと思います。

○柏木 剛委員長 第11条第2項、こういうことでどうでしょうか。文言の整理と結論を出す場合というふうな言葉、よりわかりやすくしたという感じですか。具体的に、よろしいでしょうか。

久米委員。

○久米啓右副委員長 気になるのは、採決しない場合もあるかと思うんですよ。そのときもやはり委員間討議した結果、採決なしで継続審議とかなるんで、その辺もちょっと考慮するべきかなと。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 結論を出すというのは、継続審査という結論も1つの結論かと思えます。もう1つは、これは議案の審議なんで付託案件の審査というような形になってくるかと思えます。

あと所管事務調査ならばどうなのかという話ですけども、もともと所管事務調査というのは、委員さん方の討議、議論によって進めていくのが本来のあり方なので、わざわざこの基本条例に規定するまでもないのかなというふうなこともちょっと思われますので、その部分については触れておりません。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 基本は委員間の議論ということなんですけども、逆に執行部に質問等疑問点を投げかけることが審査の基本というふうに我々も以前も思っていたんですが、これが4年ごとの選挙で新しい人が入ってきたときに、これを恐らく最初に勉強するかなと思うんですけども、やはりそのときに委員会というのは委員間討議が前提であるというのを基本は上げといたほうがいいかなと私自身そういう気がするんですけども、ほかの委員さんの意見もちょっと聞いてくれますか。

○柏木 剛委員長 委員間討議という言葉ですか。委員相互の討議ということはここに入ってますよね。今言われたのはちょっと意味が。

○久米啓右副委員長 どういう考え方かわかりませんが、委員会審査、あるいは所管事務調査については、所管委員の議論等によることを基本とするとかいうのがね。今の状態

でいえば、執行部に質問することが基本になってるような気がするんで、それもわからないときは質問するのはいいですけども、議案の審査、あるいは所管事務の報告も含めてね。その辺ここで表現したらいいのか、私もちょっとまとまってないんで。

○柏木 剛委員長 その辺どうでしょうか。
 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 委員会は所管事務調査という役割ですわね。つまり行政事務に対する調査ということになったら、やっぱりメインはどうしても執行部に対する質問というのが中心になるんでないかと。事務を執行しているのは議会執行部ですからね。だから、その他もろもろの議員としてのいろんな活動があるということで、11条のところに、その前のところは異議なしで書いてないわけですから、こういうことでここに入れるとしたら、議論を尽くすとか、委員会としては、事務調査がメインだという趣旨のことがもう少し強調されればいいのかなど。それは相互議論でもあるかもわからないし、主には事務執行についての調査ということが基本になるんだろうと思いますので、委員間討議をメインとするというようなことではないのかなというふうに思うんですけども。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 付託案件が2項に書かれてるということで、閉会中は3項が該当するかと、審査及び調査に当たってはということですね。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） そしたら素案のほうの2項のほうですね、委員会は、審査に当たっては、議員相互の委員間討議を行い論議を尽くし合意形成に努めるというところ、3項の審査または調査に当たっては、議員相互間の委員間討議を行い論議を尽くし合意形成に努めるというふうにしたら調査の部分も入ってくるんです。審査または調査に当たってはというふうな書き方で行ってもよいのかなとは思いますが。

 久米委員さんの討議というのをもうちょっとメインにぱっと出すというのであれば、そういうふうな形にしたらいけるんじゃないかと思いますが。

 2項の審査に当たってはとか素案のほうです。委員会は、審査に当たってはというところを審査または調査に当たってはとした場合、所管事務調査も委員会審査全般的なことについて委員間討議を行い論議を尽くすというふうな流れになってこようかと思いますが、久米委員の言われるような方向でしたら、または調査に当たってはというふうにしたらい

いんではないかと思われま。

○柏木 剛委員長 幸いというのは、そもそも委員会とはこれだけじゃないよということ
を言いたいという言葉なんかな。

久米委員。

○久米啓右副委員長 所管事務調査のあり方が執行部に質問だけでいいんだったらそれ
でいいんですけども、議論する場合もあるかと思うんですよね。その辺どのように。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 今のを聞いててやっぱり2項で議案の審査だけに限らずに調査を入れる
ことでうまくおさまるのかなという気がしました。確かにほとんどは執行部に対する質
問になるとは想定されますけども、やはり調査してきて議論を交わして委員会として委員
独自に方向性を出すというのが大事なことやと思うんで、そこをここに今の形で入れてお
くのがええと思います。

○柏木 剛委員長 執行部が言った調査に当たってはという言葉、調査という言葉をつ
け加えると。ただ、事務局としては結論を出す場合ということを入れたかったわけですね。
いいですか。

事務局、それでいいですか、今の話で。結論を出す場合にこだわっていませんか。

○事務局（阿閉裕美） ちょっとそれじゃ確認します。

そしたら、素案のほうの委員会は、審査または調査に当たっては、委員相互の討議を尽
くし合意形成に努めるものとするというふうな形でよろしいですか。

○柏木 剛委員長 3項もこのままでいいということですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○柏木 剛委員長 そしたら、それでよろしければ、次へ進みます。

第6章 政務調査費、お願いします。

○事務局（阿閉裕美） そしたら、第12条、こちらは政務調査費の執行及び公開とい
う部分になります。

第12条、会派は、南あわじ市議会政務調査費の交付に関する条例（平成18年南あわじ市条例第25号）に基づき交付される政務調査費を有効かつ適正に使用しなければならない。

第2項については、素案のほうに書いてある赤字の部分ということになります。

第12条の第1項については、素案から大分簡潔にしております。それで、ただ、基本条例に政務調査費のことを規定するに当たり、有効かつ適正に使用ということを追加しておいたらよいのかなということでもちょっと検討をお願いしたいと思います。

○柏木 剛委員長 遵守しなければならないだけでなく、それはもう条例にあるんで、ここでいうとすれば、有効かつ適正にという言葉をあえてわかるように入れたほうがいいと。これに関してはどうでしょうか。第12条、特によろしいですか。

森上さん、先ほどの言葉がダブるという話は。

○森上祐治委員 前に戻るんやけども、第11条で第2項は、委員会は議案の審査または調査にあたってはやろ、また3項も委員会の審査または調査にあたってはと同じ文言表記が続いて出てくるさかい、ちょっと一工夫する必要があるんじゃないかなと思って、何かこの第2項にまとめられへんかなと。

○柏木 剛委員長 じゃあ、そういうことでありがとうございます。

政務調査費はこういうことでどうでしょうか。

よろしければ、第7章 議会の機能強化ということで、これは10ページの真ん中まで続きますが、一気に行きましょうか。

○事務局（阿閉裕美） そしたら第7章 議会の機能強化の部分についてちょっと説明をいたします。

この議会の機能強化については、素案では、議会の機能強化として、第13条に1項から6項という形での規定をしておりましたが、それぞれを条立てにするほうがそれぞれの条文がくっきりとというか、はっきりとしてくるというふうな部分もあると思いますので、そういうふうな形で案をつくってみました。

この並びもちょっと事務局のほうで若干変えておりますので、この順番についてはまた後で検討をお願いしたいと思います。

まず、一番初めに、13条に議員研修の充実強化というのを持ってきました。議会は、議員の資質並びに政策提言及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとするということで、素案のほうでは、政策形成及び立案能力というふうな表現の仕方だったんですけども、政策形成というのは、政策を形づくるというふうな意味かと

思います。政策立案というのは、政策案を立てること、草案をつくることで似たような形になってくるのかなと思いましたが、政策立案と、それと政策提言というふうな言葉にちょっと若干変更を加えておりますので、この点検討をお願いしたいと思います。

それと、この章は議会の機能強化としているために、議員研修の開催に努めるという部分を議員研修の充実強化に努めるものとするというふうに少し変更を加えさせていただいておりますので、この部分についても検討をお願いしたいと思います。

次に、9ページの第3項の部分なんですけども、この章は、議会の機能の強化ということになっていますので、議員は議会活動に資するため積極的に研修及び調査研究に努めるものとするという部分については、もう上に議員研修の充実強化もあるんで外してもいいんじゃないかという、これはあくまでも事務局の案ですので少し検討していただけたらと思います。

続きまして、第14条に附属機関の設置というのを持ってきております。内容については、素案と同じ対応となっております。

次に、第15条に議会事務局の体制整備ということで規定を持ってきております。

素案については、後段の部分で議会事務局の機能強化及び組織体制の整備を図るものとするというふうなちょっと文言になっていましたが、もう括弧書きの部分で体制整備がありますのでその部分は省きました。この部分についても検討していただけたらと思います。

次に、第16条ですけども、これは議会広報広聴の充実ということで前段のほうに移動させております。素案のほうでは、議会広報の充実というような形になってたんですけども、やっぱり広聴というのも基本条例制定においては広聴活動も重要な位置づけとなってくるといことで議会広報広聴活動の充実というような形での規定のほうが良いのではないかということで案をつくらせていただきました。それで、先ほど言っていましたように市民との関係の部分に移すというようなことになってきます。

次に、ページめくっていただきまして10ページ、議会図書室ということで、これは第17条としております。これも素案は割とあっさりとした感じのものだったんですけども、少しつけ加えさせていただきました。議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室の図書、資料等の充実に努め、その有効活用を図るものとするというふうにちょっとさせていただいておりますので検討をお願いしたいと思います。

次に、予算の確保ということで、これは一番最後になりますが、第18条に持ってきております。この部分についても少し文言を追加しております。議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとするというふうな形でちょっと案をつくっておりますので検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○柏木 剛委員長 ありがとうございます。
議会機能強化ということで通して御意見を申し上げます。
森上委員。

○森上祐治委員 1 3 条の議員研修の充実強化、これはこの文言でええと思うんですが、我々のほうとしては、2 項と 3 項を入れとって、特に議員の研修はさることながら、調査研究ということも我々思い入れが多分にあったように思うんですよね。だから、この調査研究ということでも我々は少なからずの力をつけてきとるというふうに私自身認識があるんやけども、その文言をぜひ入れてもらいたいと思ってですね、議員研修及び調査研究の充実強化に努めるものとする、できたらそういう文言を入れていただけたらなと思います。

○柏木 剛委員長 第 3 項をカットしたんで、中で調査研究という言葉が抜けてるんで上に持ってきて充実強化ということですね。どうでしょうか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 1 3 条については、まず最初の案があって、2 番目のところは 1 項はそのまま移行するという事かな、議会は議事機関の機能を十分に発揮するため、必要な予算の確保に努めるというものはこっちに変わるわけか。全部まとめてしまうということですね。それと、2、3、4、5、6 の項目は 3 だけが変わるということですか。ということは 2 が 1 に入って、3 が消えて、4、5、6 が 3、4、5 になるということの提案ですかね。つまり 4 項が 1 4 条に、5 項が 1 5 条、6 項が 1 7 条に変わってるということですね。それぞれについて見るということやね。わかりました。ちょっと混乱してました。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 ちょっと確認なんですけど、教えてほしいんですけど、1 4 条の学識経験を有する者等での附属機関の設置なんですけども、これは議会ということは、本会議で設置を決めてということで委員会で設置を決めてということにはならないんですか。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） これも自治法 1 0 0 条の 2 だったかな、最近規定されたんですけども、これは議会の議決により附属機関の設置が可能となりますので議会の議決が必要です。

○柏木 剛委員長 どうでしょうか。機能強化で5つ上げとるといことですね。
原口委員。

○原口育大委員 そしたら、またちょっと教えてほしいんですけど、15条の事務局の体制整備なんですけども、議会事務局の機能強化に努めるものとするんですけど、具体的に何が議会としてできるんですかね。例えば職員を専門的に育てていくいうたら、どっちかという今この段階では執行部のほうの人事ということに何となく議会独自になかなか人事は実際にはできてないというところがあるんですけど、それ以外実際に今議会が事務局の機能強化というたときに差し当たってどんなことができるんかなということをちょっと思うんですけど。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 事務局の機能強化で特に言われてますのは人事の関係です。やっぱり事務局の職員を短期間で交代するというのは育たないということで、ある程度の期間は事務局の職員は在職してというふうなことを議長のほうから執行部へ申し入れするというようなのが一番大事なことになってこようかと思えます。

この事務局の機能強化につきましては、事務局については南あわじ市の6人の事務局、もっと職員が少ない事務局もあります。神戸市とか大きな市になったら何十人もいるところがあります。そういうところと一緒にはいかないです。その大きなところは、本当に機能強化というたら、文書、法制の担当の職員を配置してというふうなこともできるんですけども、人数も少ない事務局ではそういうふうなこともいきません。ただ、事務局の職員研修などが議長会などの主催によりありますので、できるだけそういうものに出席をして日々研さんを積むというふうなことで、それは議長の命によって出張なり研修を受けに行くというようなことになってこようかと思えます。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 もう1点、自治法の絡みかと思うねんけど、事務局の共同設置というのが浮かんでいたような気がするんですけども、それを活用して何か部分的にこの部分に充てるようなことは何か考えられへんもんなんですかね。

○柏木 剛委員長 事務局長。

○事務局長（高川欣士） 法的なことなんですけども、ただ、議会が例えば財政とか法律で縛られてではないんですけども、ルールなり税とかそうですけども、そういうふうにどこがやっても同じような事務をされるところについては共同設置というのは非常に効率になるんですけども、議会はそれぞれの議会でやっぱり独自ではないですけども、いろいろなものがあるので、それが効率的に集約して経理的なものとか、本当に一般的にやられる部分については、効率よく可能性はあるんですけども、なかなか難しいんじゃないかなというふうに、まだ現実的にそういうのを考えたことはないんですけども、そういうだれが処理しても同じような部分をすればスケールメリットがあるんですけども、なかなか議会事務局というのはその辺が出しにくい部署ではないかなというふうにはちょっと思いますけど。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 結局さっきの職員研修とかになってくると思うんですけど、今何か懸案が出たときに、町村会議会事務局とかに、あるいは全国市議会議長会とかの事務局とかに問い合わせをするというようなことで対応しておるかと思うんですけど、そういうアドバイスを受けるような部分とかはやっぱりその辺しかないんですかね、そこら辺を強化するというようなことは特に方法としてはないんですかね。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） アドバイスを受けるのは、市議会は全国市議会議長会にそういう部署がありますので、そちらのほうに問い合わせをするということになりますけども、今、兵庫県の町議会議長会の長濱局長のほうも町議会からの流れというか、あれで親切に相談にのっていただけるんで相談はさせてもらっております。

先ほど原口さんが言われました事務局の機能強化については、議員必携のほうに先ほど私が言うたようなことを書いてます。そういう部分になってくるのかなと思います。その部分をちょっと読ませていただきます。事務局職員の職責という部分で、議長はこのような重要な職責を持つ事務局職員を任命するに当たっては、その意欲と素質を確かめて任命し、またどんな事態にも対処し得る能力を備えさせるために研修の機会を十分に与えるとともに、一定期間在職の配置が必要であるというふうなことを書かれていますので、その辺になってくるのかなとやはり思います。

○柏木 剛委員長 どうでしょうか。よろしければ次へ進みますが。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　この議会としての資質の向上ということと同時に、議員としての資質向上ということが書かれとるわけですね。そのための具体的な案、どんなようなことが考えられるのかということをもう少し我々自身つかんどく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、例えば議員としての資質向上のためにある政務調査活動、これも1つ大きな柱になってるかと思うんですけれども、政務調査費については、適正有効というような、こういう書き方なんですけれども、ただ、そういう資質を向上させるのであれば、この枠を拡大するとか、あるいは議会経費として調査に資するための判例研究や法律、法令研究や、あるいは国会図書館や県図書館の書籍の利用とか、こういったことも想定できるのかなと。そういうものがトータルに保証されるような内容というのも1つ考えられるのかなと。幾つかあるかと思うんですけれども、そういった点はどこで議論し深めていけばいいのかということなんです。言葉として資質向上いうたら、それはそうだとなるんですけども、個人の研究、個人の者に任せるのか、またそういうものを議会としてつくっていくのか、それは研修であったりもするんだろうと思うんですけど、講師を呼んできての勉強会みたいななんもあると思うんですけども、それをどんなふうに資質向上というのはどういうことを考えていくのかということがあるかと思うんですけども、どうでしょうか。

○柏木 剛委員長　　一番最初的时候には議会、委員はという言葉があったんやね、9ページ一番左端の上のほうにはね。そういうことを言われとんですかね。9ページの左上の3項に議員はというのん。3項は消したということか。議会活動に資するため、議員としての資質向上、議会活動に資するため、そういうことかもしれんね。これあえて消したというのは何だったかな。上に機能強化ということは、研修の充実強化とか調査研究の充実とダブつとるとのことやな、確かに。

事務局。

○事務局（阿閉裕美）　　上にはそれもありますし、会派活動とか政務調査費の部分でも対応できるのかなとちょっと思ったんで、素案のとおりするんやったら、そちらでもいけますので検討していただいたらいいと思います。

○柏木 剛委員長　　これはダブつとるわ、確かに。13条と。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　それはダブつとって整理つけたらそれはいいと思うんです。例えばこれまでの議論の中で具体的手法というのか、資質向上のための政務調査費は当然あるんですけども、資質向上というのはそこよりまだ上を目指さなあかんわけですわね。具体的

にこういうことをやっていくなれば、これまでやっていないこと、あるいはやっていることを拡大する、こういうことが次には求められてくるのかなということで、やはり具体的なイメージというのが大事かなと思うんですけども、資質向上に寄与するために幾つか考えられることがあると思うんですけども、その整理というのか、そのための例えば予算づけであったりとか、これは今後、議会経費を求めていくということになるかと思うんですけども、そのあたりもっと整理しとくほうがいいのかなと思うんですが。

○柏木 剛委員長 議員研修の充実強化というこの見出しを変えて。

○蛭子智彦委員 これは法務機能とか、これは議会事務局に全部お任せみたいな話だけでも、もうちょっと我々としても考えなあかん、事務局にばっかりお任せするんかみたいな。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 議員さんの資質の向上については、第3条の議員の活動原則の第2号にも上がっております。ちょっと蛭子さんの言われるように膨らませるんやったら、この部分で膨らませるんも1つかなとは思いますが、その辺もあわせて検討していただいたらと思います。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 今、事務局が言われたほうにつくったほうがすっきりします。議会機能の充実ということになると議会全体のくくりで、議員はというふうに主語を議員個人に当てはめるとちょっと無理があるんで、先ほど言われた3条の議員の活動原則の1項、2号に調査研究等も含めた文言にしたらなるほどと思います。

○柏木 剛委員長 (2)が資質向上という言葉が入るとんやね。2号は生きとるから、そこに入るとるんやね。

○久米啓右副委員長 調査研究とかいう、そういう議員活動の文言も入れたらということ。

○柏木 剛委員長 右側の資質向上という言葉。
事務局長。

○事務局長（高川欣士） 先ほど久米委員さんが言われてましたように、議会機能の強化というくりですべてが主語が議会はになってますんで、そのとこだけ議員はになってますんで、そこは多分それを入れるとちょっとふぐあいが出てくるんじゃないかな、入れるとしたら議員の活動のほうに入れるべきかなというふうに思います。

○柏木 剛委員長 そうすると4ページのところの真ん中あたりに少し。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それでええんですけど、ただ、そしたら2つ言うたと思うんです、私ね。議員として当然資質向上する、議会としても資質向上としたときに、例えば政務調査費の問題、それから法令研究、判例調査、あるいはいろんな資料の利用というようなことで議会の中にある図書もあるんですけども、県立図書館であったり、国会図書館であったり、いろんな資料を調査するというこのそういう活動というのか、こういうことも議会としてもっとできるような仕組みというのか、ちょっと具体的な中身になってきて条文とは離れてしまうんですけども、そういった視点というのも今後はもっと必要なのかなということを経済としての調査機能とでもいうのか、そういう部分がもう少し要るのかなというようなことを思うんですけども、それは議会事務局が調べてもらうという分もあるんですけど、例えば議員なり議会なりが、議員とでもいうのか、どない言うたらいいのかな、議員の努力の部分という部分と、それから議会として保証しておく部分というのがあるんじゃないかということなんですけど、ちょっとわかりにくいですか。

○柏木 剛委員長 研修とはちょっとニュアンスが違う。
事務局。

○事務局（阿閉裕美） それは議会図書、図書室の部分になってくるのかなと思います。それで議会としてのそういう整備も必要ですけども、議員さん方が個々に議員活動として調査される部分については、やはり政務調査費を使用してされる部分になってくるかなと思います。でもある程度の部分については、その議会図書室での調査もできるようにという整備はこの議会図書室の部分で整備しといたらいいなかなと思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、議会の図書室に限られてるし、それで県立図書館や国会図書館なんかのものも個人で利用するのはなかなか大変なんですね、利用しようと思ったらね。

だから、そんなものをシステムの、制度的に可能であれば、そういう利用できるような仕組みというのか、そんなものがあるかもしれないのかなど。本のいろんなことが書かれているものを調べるときに、ここの図書館よりも県図書館で物を調べたりとかいうこともたまにあるんですけども、議会図書としてのここに持っているものと、ここへなくてももっといろんなところで調べるといふか、そんなことももう少し可能になればなというように思っていますけどね。

○柏木 剛委員長 事務局長。

○事務局長（高川欣士） ちょっと具体的にする手法がわからないのであれですけど、先ほど次長が言われたように、議会図書を充実することによっていろんな資料を取り寄せる。ただ、もう1つの方法としては、例えば予算が伴うものについて、予算があればとれる資料ということがあると思います。18条では予算の確保ということで、二元代表制云々で機能を確保して円滑な運営、それは当然議会の活動の1つということで議会の予算を確保することによってそれも可能なのかな。あとは委員会なりそれぞれの特別委員会なり、今、調査の費用を置かしていただいていますので、側面的にお金がすべてということではないんですけども、当然予算を伴うものについては予算の確保というところで担保していくということにはならないですかね、ちょっとそういう。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 関連して、この17条の図書室の充実で、例えばここにある図書の充実という意味じゃなしに、今の時代やから県立とかそういうところとネットワークでつながったりとか、それでその資料とかも、これはちょっと有償になるとは思いますが、請求すればもらえるとか、国会図書館でないですけど、司書みたいな人をお願いしたら資料をそろえてもらえるとかというふうなことの、図書館いうたら何かそんなイメージがあるんですけど、単に蔵書をふやすとか資料をふやすとかという意味じゃなしに、そこに何か外部のシステムとつなげるとか、そういうことがでけへんのかな。それと多分執行部側は法制係とかやったら、条例の改廃とかの情報だったり、民間が運営しとるようなじょうれいくんみたいな、何か相談室みたいなやつというのは入っているやられとうと思うんですけど、そういう議員が利用できるようなそんな相談室みたいなものが例えばその端末がこの図書室に置かれるとか、新庁舎も踏まえてやけど、そんなことができたらいいのかなという感じがするんで、そこら辺もうちょっと充実いう部分に単に蔵書ふやすとかじゃなしに、ちょっと何か一工夫したようなことがうたわれへんかなという感じは今質疑を聞いてて受けたんですけど。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今言よるこれ余りにも、図書室の充実とよ、政務調査費もらいよんねんよってよ、それぐらい自分がやったらええことであってな、そこまでやる必要ないと思いますわ。私はそれはそない思う。

それともう1点は、肝心なことやけども、議会事務局職員の話が出てましたわね、それでこの任命権やな、私は自治法上は議長にあると、こう解釈しようねん。これ勝手な解釈なんですかね。

○柏木 剛委員長 事務局長。

○事務局長（高川欣士） それはそうです。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ところがいろいろずっと経緯を見てたら、それを発揮しよる議長もおれば、執行部によって、ただ、市長とのそういう話もあってなかなか議長がこの人やと思ってもいかれへんというようなことがあんねんけども、そら任命権や言うけど、そら市長と相談せなあかん、町長と相談せなあかんということもいろいろな情報で入ってきとうねんけども、自治法上は議長が持つてるわけなんですか、職員の人事については。

○柏木 剛委員長 事務局長。

○事務局長（高川欣士） 手続上は、今やられていますのは結局執行部側から議会事務局、各行政委員会ですから、そこに出向して、そこで局長だったり何やという任命になってるんで、議長さん自体が職員を採用してずっと数十年間そこだけで採用してそこでずっと退職までというか、そういうことはできないということなんで、それは農業委員会だったって教育委員会だったってみんな同じなんですけど、任命権はあるんですけども、どうしても採用が執行部側になるんで、その辺のところは協議でしか、実際法律上は任命権はありますけども、やっぱり当然執行部側との協議が必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 政務調査費もらってるということなんですけども、だから充実強化を図るということですから、現状からさらにいろんなここだけのお金をふやすんじゃなくて、県立図書館や国会図書館のほうの利用できるシステムができれば、さらにここにある図書、この予算をふやす以上に効果の上がる分もあると思うので、こういう中身で出してる中であっては、やはりそういう機能強化という面でもう少し入れられる分もあるんでないのかなということをおもったんです。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 先ほど来のお見解の中で、議会の機能強化、各論やな、国会図書館の利用とか云々というのは。だからそこまで文言として挿入していくというのはちょっと。私が思うんだったら、ここは政務調査費が第6章にあつて第7章が議会の機能強化全般やということで最初に事務局が出してくれた議員研修の充実強化。先ほど来、蛭子さんとか原口さんがおっしゃつておられることは、やっぱり調査機能の強化やな、そういう観点から広げていこうとされとる。それ入れるのであれば、いわゆる冒頭の括弧の中に議員研修及び調査機能の充実強化と、そういう文言を入れて強調したらどうかというふうに思うんですが。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） この17条の図書室のところのこの条文なんですけども、調査研究に資するため議会図書室の図書、資料等の充実、等という文言も入っておりますので、広い意味で条例の改廃のシステムとか、県会図書館等とのオンラインがどういうふうな形になるんかわかりませんが、それはできるかわからないんですけども、そういうふうな等という部分に含まれてるというふうな解釈をしていただいてもいいのかなと思いますし、1つは、南あわじ市規模の議会では図書室というてもなかなか今うちが設置している規模の図書室がほとんどです、もう本当にどこ見ても。ただ、県議会とか神戸市議会とかになったら、専用の大きな図書館がありまして、そこに専用の職員もおります。市民の方にも開放しています。ですから、人口規模によっても図書室のあり方、議会図書室のあり方というのはいろいろとありますので、その点も含んでちょっと検討していただけたらと思います。

○柏木 剛委員長 これはそしたら17条は議会図書室って名詞で終わつとうよね。ほかは全部何とかの充実とか確保となつとうけど、議会図書資料の充実とか、何かそういう格好の言葉にしたほうが一緒のことになつとうけどね、言葉としては。そうしたほうが蛭子委員の言われたようなこともちょっと含んでくるのかな、見出しとしては図書室を強調

しすぎとうけどね。図書資料の充実、何かそういう格好にしたほうが、図書だけやないということを、図書とか資料とかのデータとかの充実。言葉としては確かに資料等の充実ということが入っとうし、そういう手段も含んどるということに解釈すれば。

もうちょっとだと思うので、一たんここで休憩しまして、ちょっと短いですけど、5分ほど10分まで休憩させてもらっていいですか。

(休憩 午後 3時05分)

(再開 午後 3時10分)

○柏木 剛委員長 再開します。
事務局。

○事務局 (阿閉裕美) そしたら第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇という章についてちょっと説明をさせていただきます。

第19条につきましては、ちょっと16条、17条って書いてあるのは、これ条が変わってきてますので、第20条、21条になります。ちょっと同じような形の条文にまとめてみました。第19条第1項は、議員の政治倫理に関しては、南あわじ市議会政治倫理条例(平成17年南あわじ市条例第249号)に定めると。

第2項、議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養うように努めなければならないというふうに、これは素案の部分をこちらの第2項のほうへ持っていき、素案の第1項を第2項に持ってきております。

次に、議員定数、第20条です。これも第1項は、議員定数は、南あわじ市議会議員定数条例に定めるということで、第2項で前項の条例の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度を活用するものとするということで、参考人制度、公聴会制度の活用をちょっと追加をさせていただいております。

次に、第3項のほうをちょっと新たに新設いたしておまして、第1項の条例の改正に当たっては、地方自治法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、明確な改正理由を付して議員及び委員会が提案するものとするということで、今までも議員報酬、議員定数については、議会から提案をしていますので、それをちょっと担保するというか、規定としておいたほうがよいのではないかとということでちょっと追加をしております。

第21条、これは議員報酬になります。議員報酬についても、議員定数と全く同じよう

な形になってますのでちょっと説明は省略させていただきます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この議員及び委員会ということになりますと、議員が発委をして、その上に委員会でさらに又はですね。議論をして委員会から発委をすると、2つ手だてが必要ということですか。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 補足の部分については、第22条はちょっと条が変わってきてるので記載をしているだけで素案と全く同じでございます。

23条、見直し手続については、素案については、検証を行うものとするというふうな書き方でどこで検証を行うかというところがちょっと記載がありませんでしたので、基本は議会運営委員会かなと思いますので、議会運営委員会において検証するものとするというふうに具体的にちょっと案として書いてみました。

次に、第2項になります。12ページです。議会は、前項の検証の結果、この条例並びに議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとするということで、素案の部分にありました社会情勢の変化、法の改正については、もう検証した中でこういう措置を講じますよということなんで削除してもよいのではないかとということでちょっと削除しております。

以上です。

○柏木 剛委員長 そうということで、御協力のおかげで一応最後のところまで通りましたので、次回18日には改めてもう1回どうなったかを見直していただきまして、その後、これからの予定ということで、逐条解説をどうするかとか、市民の説明、意見聴取をどうするか、全員協議会をどうするかとか、執行部にどうするかとか、あるいは法制局でチェックしてもらおうとか、その辺の次のアクションにつながるような話をメインに18日は行っていきたいと思います。

いずれにしても、きょうは目標としました条例の見直しについていろいろ御意見をいただきまして本日案ができましたので、この辺で委員会を終了したいと思います。どうも長い時間ありがとうございました。

(閉会 午後 3時12分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年5月8日

南あわじ市議会議会改革特別委員会

委員長 柏木 剛